

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成27年6月11日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 市 長                  | 池 邊 勝 幸 君 |
| 副 市 長                | 野 口 憲 君   |
| 教 育 長                | 染 谷 郁 夫 君 |
| 監 査 委 員              | 植 田 典 夫 君 |
| 市長公室長                | 古 川 修 貴 君 |
| 人 事 部 長              | 川 上 秀 知 君 |
| 総 務 部 長              | 滝 本 昌 司 君 |
| 市 民 部 長              | 坂 野 一 夫 君 |
| 保健福祉部長               | 清 水 治 郎 君 |
| 環 境 部 長              | 坂 本 光 男 君 |
| 経 済 部 長              | 八 島 敏 君   |
| 建 設 部 長              | 山 岡 康 秀 君 |
| 教 育 部 長              | 川 井 聡 君   |
| 会 計 管 理 者            | 大和田 伸 一 君 |
| 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 結 速 武 史 君 |
| 市長公室次長兼<br>行政経営課長    | 飯 野 喜 行 君 |
| 人事部次長兼<br>人 事 課 長    | 小 川 茂 生 君 |
| 総 務 部 次 長            | 藤 田 聡 君   |
| 市 民 部 次 長            | 岡 見 清 君   |
| 保健福祉部次長              | 高 谷 寿 君   |
| 保健福祉部次長              | 藤 田 幸 男 君 |
| 環境部次長兼<br>環境政策課長     | 梶 由 紀 夫 君 |
| 経済部次長兼<br>農業政策課長     | 飯 泉 栄 次 君 |
| 建 設 部 次 長            | 加 藤 晴 大 君 |
| 建設部次長兼<br>施設整備課長     | 長谷川 啓 一 君 |
| 教育委員会次長              | 中 澤 勇 仁 君 |
| 全 参 事                |           |

1. 議会事務局出席者

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 滝本 | 仁君  |
| 書記   | 中根 | 敏美君 |
| 書記   | 飯田 | 晴男君 |

## 平成27年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成27年6月11日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番(黒木のぶ子君) 皆さん、改めましておはようございます。会派は市民クラブ・民主党の黒木のぶ子です。

まず最初に、道路の整備について質問いたします。

御存じのとおり、牛久市はベッドタウンとして開発され、ここまで発展してきたことはいうまでもありませんが、今、道路の劣化が大変あちこちで起きて車両が通るたび音がすごい状況となり、特に重量のあるタンクローリー車が走行する場合には地震かと思われる振動があり、そこに住む人は家がつぶれるのではないかというふうな不安にかられているということです。私のほうに、この音、そして振動、どうにかならないのかというような声が寄せられております。

この耐えがたい音と振動は、住宅地にある道路は簡易舗装のため道路表面がひび割れしやすいことと、ひずみが生じやすい、そのため道路の表面がでこぼこになりやすいと言われております。また、路面上の停止線や「スピード落とせ」の字が消えていたり、そしてその字が消えかかっていたりということで、スピードを出す住民が出てきているとのこと。住宅地内の生活道路の安全性を保つために、ぜひ執行部におきましては点検と整備をしていただきたいと思います。現在は、どのような整備計画であるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(市川圭一君) 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長(長谷川啓一君) 黒木議員の舗装の劣化、路面表示が見づらく

なっている件について、御質問にお答えいたします。

現在、牛久市内の道路において路面のひび割れや路面表示が薄くなり見づらくなっている箇所が点在していることについては、十分認識し、道路パトロールや日々の点検にて早期修繕に努めているところでございます。

ひび割れが進み、アスファルトに穴があいてしまった場合、その日のうちに市職員により安全性を確保するための応急措置を施し、その後、施工業者による補修工事を実施しております。

ひび割れの修繕につきましては、国の補助金を活用しながら平成25年度、平成26年度に女化街道、カントリーライン、みどり野団地などに舗装打ちかえを路線単位で実施しており、今後も補助金を活用しながら整備を進めてまいります。

また、路面表示につきましては、計画的に修繕するため市内をエリア分けし、調査を実施しております。現在、その第1期工事の発注に向け準備を進めておりますので、あわせて御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただきましたけれども、同様の質問をきのうの同僚議員が質問しておりましたけれども、常に今執行部が、もう口を開けば言うことは国の補助金頼みというふうなことをすぐに言いますけれども、国の補助金、当てにならない財源ですよ。この財源を当てにして、もう私の住む地域におきましてはもう既に27年目もひどい状況になっているというのが現実で、そのようなことをやはり地域の人たちにおきましても都市計画税を払っているのに、もうちょっと真摯に道路に対して向き合ってくれというような声も聞いております。

今、答弁いただいた中で、昨日の同僚議員の質問の中で、狹隘道路については整備計画が定まっていないというふうに受け取れたんですけども、やはり整備計画をしっかりと立てて、地域住民の方たちに順番にいつごろやるよというふうなことを知らせてほしいと考えるところですが、その辺についてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 昨日、整備計画が定まっていないという話は、個々の路線全部、全部の狹隘道路について、一本一本いつにやるかという話が決まっているわけではなくて、きのうの繰り返しになってしまいますが、例えば、例えばですよ、城中田宮線だとか、53号線だとか、まあ県道ではございますが、田宮柏田線だとか、そういう幹線道路の整備を行わせていただいて、一本一本の道路については、順次それは対応計画、計画で対応しますというふうな内容でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 幹線道路の、今答弁いただきましたような、かなり大規模な道路計画につきましては、それは十分に理解しておりますが、やはり部分的に、部分的というか、道路そのものですね、例えば第二つつじが丘のあの周辺の小学校、第二小学校、あの地域に関しましては、やはりひび割れ等が多々見受けられますので、その辺についてはあれですよ、いつも穴ぼこに対してのパッチなんかはすぐに、担当課に申し伝えればすぐにもう本当に今おっしゃるように早急に対応してくださっているということは私も市民も十分に理解してはおるんですけども、やはり先ほど申し上げましたように道路の劣化がひどくて音と振動、ということは何回か担当課のほうに伝えてはいるんですけど、その改善がされてないというのが現実でありまして、このように一般質問という形をとるという形になったわけでありまして。

そういう中で、長いというか、道路の本当に大型工事につきましては、しっかり計画されていると思うんですけども、そうじゃないところにつきましても市民要望の高いところというのではなくて、やはり行政、執行者から見て必要なところは早急にやるべきというふうに考えているところですが、その辺についての考えを再度聞きたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。（発言あり）市長池邊勝幸君。認めます。演台でどうぞ。

○市長（池邊勝幸君） 議長の許可により演台で答弁申し上げます。

黒木議員に申し上げますが、いろいろな道路の補修、維持補修等につきましては、基本的に各行政区の区長さんたちが随時、担当課のほうに要望申し上げ、そして担当がなるべく早い、まあ即日か翌日か現場を見ながら、どうしてどういうふうに直していくかということに対応して、随時修繕をしているわけでございます。これはそのほかに、黒木議員御存じのように、牛久市としては各行政区単位のほかに8つの行政、小学校の通学区で通学区の行政区で構成している市政協議会というのがございます。その市政協議会の場合においても、各行政区やら各通学区の中におけるさまざまな道路整備やら要望等については、随時、区長さんやら役員の方を通じて要望書が文書なり、場合によっては口頭なりということを出ているわけでございまして、道路の維持補修等につきましては、しっかりやっているものというふうに理解しております。

もし、黒木議員が道路の補修等について、ひび割れ等が多過ぎてひどいというのであれば具体的に、抽象論ではなく、どことどことどこがひどいんだということを逆に言って指摘をしていただきたいと思うんです。そういうところは、いわゆる車が通ってうるさいとかでかい音が出るとかということについては、各区長さんたちなり道路委員の方やら、そういう方々が随時担当と情報交換をしながらその対応策を練っております。

ですから、議員である黒木議員であるならばぜひとも、そのおかしいと言われる地区の区

長さんにちゃんと話していただいて、そしてそれが幾ら区長さんが執行部のほうに、担当に言っても取り上げてもらえないというならば議会で取り上げますよということではっきり言えばいいと思うんです。どこがひび割れて、どこがひどいか具体的な指摘がなくて抽象論的に多い多いて言われても、私どもとすればやりようがない。それだけ申し上げておきます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 市長から答弁がありましたけれども、私のほうに寄せられているということは、今市長がまさに言ったことそのものなんじゃないかなと、逆にそのものをお返ししたいと思います。なかなかやってもらえないために私のほうに来ているということも考えていただきたいと思いますし、それが例えば区長を通して行政のほうに要望するっていうことが住民に徹底された周知がなされていないんじゃないかというふうにも考えます。

だから、その辺につきましても、具体的に言うならば田宮2丁目から6号線に出る道路、あそこ重量のタンクローリーが走ってすごい振動があって大変困るということで、一度「スピード落とせ」の標示を路面にしてくれということを担当課にお願いいたしました。その結果、電柱に「スピード落とせ」のあれを張っていただきました。でもやはりそこまで来ないと電柱の表示はやはり読み取れないと。前から、要するにスピード落とす何十メートル先から書いてほしいというような地域住民の要望があります。具体的に言うなら一つ一つ言ってしようがないわけです。それはまた後で担当課のほうに申し伝えたいと思いますが、全体のやはり道路の劣化というのがあるわけですから、それをしっかりと検証しながら、そして整備していただきたいというふうに思うから、ここでの質問になってきているわけです。

次に、同じく道路整備に関してなんですが、U字溝の清掃とふたの一部のグレーチング化についてお尋ねしたいと思います。

関東地方も梅雨に入り、入った途端に早々に雨が降りましたが、この時期に心配される河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害がほとんどない、この牛久市に移り住んだ多くの住民はその点、住みやすいところと感想を述べております。

しかしながら、命にかかわる大事ではないにしても雨が長時間降ることで生活道路への冠水が生じ、外に出られなくなり、買い物などで生活に支障があるのでU字溝を定期的に清掃してほしい。また、現状のU字溝のコンクリートのふたが、雨水を吸収するために小さなコンクリートの部分に穴があいているわけですが、その吸い口だけではとても豪雨時には雨水をU字溝がのみ込めない状態になり、冠水が発生しているというのが住宅地の現状であります。

そういう中で、ぜひU字溝のふたの一部をグレーチング化という要望が高いのですが、これらについてどのように執行部は考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） U字溝の清掃とふたの一部のグレーチング化について御質問にお答えいたします。

雨水管が整備されていない箇所につきましては、今年度より道路冠水が発生しやすい箇所をエリア分けし、計画的にU字溝内の土砂清掃を実施しております。今後につきましては、U字溝を雨水が滞留することなく良好に流れる状態を維持し、道路冠水などの被害を最小限に抑えるよう努めてまいります。

また、道路が低く雨水の集まりやすい箇所のU字溝につきましては、コンクリート製のふたを格子状のグレーチングふたに交換することにより、道路の表面を流れてきた雨水をU字溝に取り込み、冠水被害を軽減しております。

実は今年度も、1カ所、ちょっと低いところがございましてコンクリートふたをグレーチングに交換したという事例については、ございます。今後も現場の地形や排水施設の状況を十分調査させていただき、必要な対策を実施してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当に住宅地の中、雨の日に皆さん見回していただくとわかるんですが、本当に冠水状態で、何か川を歩いているような状況も見られるわけですから、ぜひその辺についても少ないお金でいかに効率的に住民の要望にということを考えてときに、全て今U字溝にふたされているコンクリのふたを、そのままグレーチング化ということではなく、やはり何メートル置きかぐらいのグレーチング化によって十分に雨水の吸水ができるものと考えておりますので、ぜひその辺については市民の支障のないような形でしっかりとやっていただきたいと思います。要望になりますので、答弁は要りません。

それと、この間ヒアリングのときには私の住んでいる場所については23号線、あるいは田宮中柏田線の完成時にしっかりとやるというようなことをいただいているんですが、この梅雨のとき、本当に道路に水が、畑の中の道路なんですけれども、大変ひどい状況になっておりますので、つけ加えてその辺の配慮に関してもよろしくお願ひしたいと思います。

今までもこの議会において幾度となく、また建造物ができる前に何とか道路の拡幅やU字溝の整備をというような声を出してきたのですが、なかなかそれが実現されていないのが現状ですので、同じく要望しておきたいと思います。

本当にね、担当課におきましては道路の穴、パッチなんかは本当にすごいやってくださいますし、あそこはニチレイ団地ですか、その中の御老人が1人で住んでいる方もU字溝の清掃をすぐにやってくれたと、日々の生活を切り詰めながら牛久市に50万の寄附をさせていただきましたからねということを報告、だからやはりその対応の仕方で皆さん仏にもなるし、逆な

状況にもなると思いますので、市民の方たちに対して、納税者である市民の方たちに対しての対応もしっかりと、ここよりもよそはもっとひどいところがあるぞみたいなことを言わないで、ぜひ対応していただきたいというのがあちこちの市民からの要望であります。

続きまして、高齢者も障害者も安心して通れる道路整備の一つとして車椅子の走行ができる、そのような歩道をと望んでいる方たちもおります。車椅子によって積極的に社会参加ができるということはその人が介護を必要としない状況になるわけですから、風が吹けばおけ屋がもうかるの論理にもなりますが、ぜひ車椅子対応の歩道をぜひお願いしたいということを求められております。

車椅子利用の体験にもよりますが、ずっとはかってみました。そしたら大体牛久のメイン道路の歩道は1メートル10センチぐらいありますので、車椅子の横幅は65センチが普通サイズと伺っておりますので、十分に私みたいに横に育ってない方たちは対応できるかなというふうには考えておりますので、やはり余裕を持たせて歩道の拡幅をと考えるところですが、その辺についての現在の御所見を伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 歩道の幅員を車椅子対応にという、ついでの御質問にお答えいたします。

現在、道路整備における歩道については、バリアフリー化も含め車椅子の方でも安心して通行できるよう整備を実施しております。しかしながら、議員御指摘のとおり、市内には車椅子の通行が困難な歩道も存在しており、通学路を中心に歩道の整備を実施しているところでございます。

具体的に、例を挙げますと牛久駅西入口交差点付近、6号からつつじが丘保育園に入る交差点なんですけど、その付近で整備した歩道につきましては、歩道が車道より高いマウントアップ型の歩道で、その歩道を車道と同じ高さになるようバリアフリー化し、また道路の形状から歩道の幅員を広くとれないなどの制約があったため、反対側に歩道を整備するなど安全対策を進めてまいりました。

今後につきましても、現地の地形や利用状況を勘案し、安全に利用できる整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいま答弁いただいたように、既存の住宅地の中において歩道の拡幅というのは大変困難な状況になりますし、またお金というか予算も伴うことですので、片側だけでも通れるような状況になればそんなに車椅子が頻繁に通るというような状況でもないと考えられますので、その辺については本当に良識ある担当課の判断に任せておきたいと思

いますので、ぜひ道路に関して、どうか、今具体的にということで市長から話があったんですが、例えば二小から宝陽台に行くところのあの道路の歩道、きのうはかってみました。35センチしかありません。そこにこれから質問いたしますいろいろな標識が出ていますので、余計に歩道そのものが狭くなっているというのが現実でありますので、やはり市民からの要望事項だけを頼りにするのではなくても、行政マンがみずから、やはりそういう旧市街の中というか随分昭和40年代に造成されたところというのは「そのけそのけ車が通る」的な発想のもとに、歩道というのは人が何とか歩ければいいというような位置づけでしかなかったように考えられますので、その辺についてもぜひ検証して、できれば片側だけでも何とか車椅子が走行できるようにしていただければと思います。これについては、やるかやらないかですので答弁は要りません。要望の段階ということでとどめておきます。

次に、今ちょっと触れましたけれども、道路上のさまざまな標識ですね、それも歩道に立っている場合があります。この何日間か周辺の状況を見てもみましたが、やはり新しく造成されたところはそのような標識は歩道に立っていたりとか、あるいは車の走行に対して支障が来すようなところはなかったんですけども、先ほど申し上げましたように第二つつじが丘から宝陽台に抜けるところ、本当に標識があるために歩道が、歩道の役目を果たしてないというのが現実でありますので、ぜひその辺を確認していただきながら、もう既にその対策ということ考えた場合に、先ほど片側だけの歩道の拡幅ということも考えながら、高齢者が多くなっているあの地域におきまして車を廃止したために自転車で、その標識にぶつかって転倒してしまったというような声も寄せられておりますので、もし縁石を取り払い、その場所にその標識を設置するというようなことができるのであれば、ぜひそのような対策を考えていただければと思うのでありますが、その辺について、ぜひ御答弁お願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 道路標識の立つ位置の安全性の御質問にお答えいたします。

国土交通省が定めている道路標識設置基準によりますと、標識を歩道側に設置する場合には原則として歩車道境界と支柱及び標示板との間隔を25センチメートル以上確保することが規定されております。したがって、歩車道境界ブロック内に道路標識を設置することはできませんので、御理解いただきたいと思います。

また、夜間、道路標識の支柱が目立つようにする対策につきましては、実情を確認し、反射材を張るなど国・県・市が連携して対策を進める必要があると認識しておりますので、重ねて御理解をお願いいたします。

道路交通法によりますと、自転車は一部を除き原則歩道と車道の区別のある道路では車道を通行することと規定されておりますが、このことを知らないで歩道を通行して全国的に事故

が発生しているのも実情でございます。このような状況を受け、自転車の危険な運転による事故を防止するため本年6月1日に道路交通法が改正され、自転車運転者講習制度が創設されております。この制度創設により、自転車運転者が信号無視や酒酔い運転など14項目の危険行為を3年以内に2回以上繰り返した場合、県公安委員会から自転車運転者講習の受講命令が出され、3時間の講習受講が義務づけられました。この命令に従わない場合は5万円以下の罰金が科せられます。

今後も警察と市が連携して交通ルールの周知を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの答弁を聞いておりますと、国土省のただ単に原則論だけでは市民の安全は担保できないんです。危ないところをちゃんとやってくださいということなので、その辺について誤解のないように。全て自治法、行政法の中でどうするっていうことを、事務方である皆さんがしっかりとその辺が市民のいわゆる安全安心、そういう牛久市をつくるためにどうすればできるのか、それが議論の先に立つべきと思うんですね。ただ原則論だけを、できません、これはこういうふうになってます、それではこんなところで議論する筋合いも意味もないわけですから、しっかりとその辺を踏まえながら、できるような安全安心のやはり牛久市を、行政マンとして構築していただきたいというのが市民の代表であります議員としての要望でもあります。

その辺につきましては、どのように今答弁された次長は考えてらっしゃるのか再度聞きたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） そのハード面ですが、道路標識については原則ではありませんで、もう決まっておりますので、変えることはできないと認識しております。

それで答弁でも申し上げましたけれども、先ほども反射材とか、ソフト面、啓発のほうで、自転車の通行の仕方が、その辺を市民の方に理解していただけるように、交通ルールを守ることも非常に大切ですので、その辺を市民の方に御理解いただきながら周知をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） まあ今回6月1日から自転車の走行時の規則が変わったことにつきましては、お年寄りの人たちがどれだけそれに従ってくれるかということもこれから皆さんのそういう方たちへの周知の努力によるというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

次に、道路の段差解消についてであります。高齢になるとほんの少しの段差につまずき転倒しやすいというようなことが皆様から伺っております。そして、高齢になればなるほど転倒することでいろいろな病気が出てしまうというようなことも、また一方ではありますので、道路の部分を検証してみますとかなり、二、三センチの例えば切り下げや、あとは道路の進入のために斜めに切り下げとか、あとは縁石の部分が逆に破損していたりということではなかなかスムーズな走行ができなくなっているために、ちょっと車道に出て行って転んでしまったというようなことも寄せられておりますので、この辺についても本当に細かいことではありますけれども、やはりただ単にお題的に安全安心なまちづくりというのではなく、本当に心の通ったそのような対策をしていただきたいと思いますが、この辺については、まあ国道、県道、市道いろいろあると思うんですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 道路の段差解消、つまずいてしまいますということについての御質問にお答えいたします。

歩道のある道路では、歩道と車道の間歩車道境界ブロックと呼ばれるコンクリート製のブロックが設置されております。この歩車道境界ブロックは交差点での横断歩道、店舗、住宅などへの出入り部分では低くなってございます。これを切り下げと申しますが、車道との段差はやはりございます。この段差は、路面排水のためのL型街渠などもあり、雨水対策の観点からも容易にコンクリートなどで段差を埋められるものではございません。

また、視覚に障害をお持ちの方にとっては白い杖を用いて歩道と車道の境界を識別するという意味もございます。平成18年施行の通称バリアフリー新法においても横断歩道に接続する歩道の端部は車道部分より2センチ、2センチ高くするものと規定されており、現在の道路整備においてもその法令にのっとり整備しております。

先ほど破損されている場所もあるということの御指摘がありました。その破損されているところにつきましては、もちろん破損ですので、それは職員のほうで確認し次第、直ちに対応するべきものとそれは思います。今後も高齢者や障害をお持ちの方にも安全に安心して通行していただけるよう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 本当にちょっととした段差、2センチ、3センチの段差は雨水対策等に寄与するもので、なかなかその対策をとすることはできないというようなことなんですけれども、どうしても雨水対策等に必要と思われる箇所についてはしようがないにしても、そうじゃないようなところにつきましては、再度市民の要望があったからそこに対応というの、

まあいいのかもしれませんが、やはりなるべく人が出入りしやすいところ、あるいは高齢者が多い地域におきましては、その段差解消ということの努力はできないものなんですかね。絶対にいろいろの今申しましたように雨水対策の観点からは無理だというふうに断じてしまわれるのかどうか、ちょっとその辺について再度伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 先ほど答弁でもお答えしましたその繰り返しになってしまいますが、横断歩道の入り口につきましては、視覚障害者のためにあえて2センチの目安をつけなさいということもございますので、今交差点のところではそのような対応ということになります。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） まあいろいろ市民の要望は多々あるわけですが、まあ段差そのものは必要性がある仕様の中で施工されているというようなふうに理解しなければならぬというふうに自分に言い聞かせながら、次の質問に入ります。

次に、介護保険のほうですけれども、この居宅介護者への支援ということで今牛久の北側にプレハブの地域包括支援センターというものが設置されておりますけれども、何回かうしくNEWSというチラシの中で24時間対応だから何でも相談してきてくださいというような触れ込みのチラシが11月1日付の広報紙で配布されておりますけれども、この地域包括支援センターの支援については、その役割そのものが介護予防ケアマネジメント業務や権利擁護業務あるいは総合相談業務、包括的継続的ケアマネジメント業務などのそれぞれに関連する相談事についてのみの内容の中から必要な支援策を探りながら相談事に対応するだけでなく、高齢者の生活の全般的にわたり相談の窓口として対応することをしているのかどうかというふうに考えるところですが、もう何でもこの総合相談業務の中で吸収しているから何でも相談しておくれというようなふうに理解してよいのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 地域包括支援センターに関係する御質問にお答えいたします。

現在、地域包括支援センターでは在宅介護支援センター、これは特別擁護老人ホームの博慈園さんと連携しまして365日24時間、介護に関することや身の回りで困っていることなどの相談を受け付けまして、その解決に向けてのアドバイスや介護サービス受給への道筋を立て、支援しているところでございます。

今後も地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進などさまざまな事業が位置づけられておりますので、今

後この地域包括支援センターの体制整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 地域包括支援センターにおきましては、もう本当に介護と医療ということで我々も支援を24時間対応していただけるよというふうに理解していたわけですが、今申し上げましたように昨年の11月1日発行のうしくNEWSによりますと、何でも相談くれ、もう何でも対応してあげるよというような、そういうことでいいのかということから市民にも再度聞かれたので、その辺についてどのように捉えているのかということをお聞きしているわけなんですけれども、どうなんでしょうかね。お伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしたんですが、在宅介護支援センター博慈園さんとは365日24時間、介護に関することなどの相談を受け付けておまして、包括支援センター全体では昨年度1,642件の御相談を受け付けてしております。そのうち高齢者安心電話、これは博慈園さんをお願いしている件ですが、90件、26年度でそういう主に介護に関することなどの相談を受け付けている状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今御答弁いただきましたけれども、フリーダイヤルで、全てのことが相談できる窓口っていうことであれば、今牛久におきましては1,734人の独居老人と言われる人たちが、それこそ日々夜に何か起こったら困るというような不安な状況で生活している人もいますので、もしさっき言ったうしくNEWSのように何でも相談して、その中で取捨選択して、つながるべきところにつなげてくださるというふうに理解されている市民もありましたので、もうあくまでこの地域包括センターは国の指針どおり介護医療に対しての取り次ぎ機関であって、それは一応24時間対応ですよというふうに理解し、そしてまた市民のほうにもそのように伝えていいのかどうかということを再度確認いたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

ただいま議員御質問のように365日、24時間博慈園さんのほうで在宅介護支援センターとして連携をして対応しておりますので、お困りのことを相談していただくことができると、そのように御理解いただいてよろしくお願いたします。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） どうしてこのような質問になっているかといいますと、二、三カ月前ですか、夜中の12時に1本の電話がうちにかかってきました。うちの奥さんが犬を散歩

してまだ帰ってこないんだけどどうしたらいいんだというふうに言われたんで、私もどうすればいいんだ、警察とかいって、じゃ市のほうで防災無線とかいって、すぐに考える暇もなく市のほうの、市のほうにしたら、いや夜は防災無線は使えませんとか言われてしまって、じゃ警察のほうは大丈夫ですねって言ったら警察のほうに言っていただいたほうが賢明だと思いますみたいな、そのような答えだったので、やはりそういうときの緊急、今まで何もなかったんだけど、どうしても日本人の考え方の習性としまして普通は全然関心もないんですが、その場になってあたふたするっていうのが現実なので、そういうことに関しまして常日ごろ今地域に対して詳しい民生委員とか、あるいは地域包括センターのスタッフなどがそういうことを何回も周知できるような形で情報を提供しておかないと、なかなか市民のというか、市民権が得られないというか、十分に理解されないというふうに感じておりますので、その辺について余り誤解されるような表現でのチラシ等については配布しないでいただきたいというふうに考えることと、あとは補足になりますけれども、さっき申し上げましたように1, 734人の独居老人の夜に何かあったときの対応というものを、これから執行部の方々に対して妙案があれば、ぜひその辺についてもこのことを考えていただきたいというふうに要望をしたいなというふうに今考えました。

それでは、次に家族介護慰労金制度の拡大について質問したいと思います。

介護は家族が担っていたものが社会全体で担うということで2000年からこの制度が開始されたわけですが、日本がこの制度を参考としたドイツや、また日本から学んだ韓国と比べるとサービスの給付限度額が手厚いといわれますが、自宅で家族を介護する人に対しては今の制度そのものが大変乏しい状況にあるのが現状です。牛久市では現在、在宅介護者に対し、介護慰労金を年間10万円の現金給付をしていることは承知しておりますが、ぜひこの10万円に加えてさらなる拡大をと考えているところでありますが、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護慰労金についての御質問にお答えいたします。

家族介護慰労金制度は、要介護認定4または5で1年間介護サービスを利用しないで在宅で介護されている介護者に10万円を支給する制度で、平成13年度に創設をしております。牛久市でのこの状況でございますが、今のところ支給者はないということで、今後も拡大する予定はございません。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） これは牛久市の独自の、つくば市なんか全く慰労金制度等は行っておりませんので、牛久市におきましてはやっておりますけど、もしわかればこの介護慰労金

制度を給付されている人など何人か、そこで数字等がわかればちょっとお示ししていただければと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 実績としましては、先ほどもお答えしましたが、現在までございません。今のところ、この介護保険制度、先ほど説明しましたように慰労金制度は要介護認定4または5の方で比較的重い方ですので、市としましては適切な介護保険のサービスを御利用いただけるように、これからも相談がありましたらそういう形で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） このようないい制度を、全然まだ給付をしていないというようなことを今答弁いただきましたけれども、この間3月議会におきまして福祉部長のほうから介護保険料が基本料ですか、1人当たり月8,200円というふうに提示されたことをちょっと記憶の中にあるわけですが、今4,800円が2025年の8,200円になるということ、とてもこの保険料を皆さん支払うことができるのかというふうな危惧される部分もありまして、調べましたところ、日本がこの介護保険制度のお手本にしたドイツでは現金給付の上限を外部サービスを利用した場合の6割程度という低い給付ではありますけれども、設定して在宅介護者に対して給付をすることで選ぶ外部サービスを受けるのか在宅を受けるのかというふうな選択肢があるというふうに書いてありましたので、現金給付を選ぶ人が多ければ多いほど介護保険財源の悪化が防げるというような2次的な福音というか、効果が出てくるということなので、ぜひ、牛久市においてもそんなにいっぱいということではないわけですから、要支援にしても月5万300円のサービスということを考えれば年間三、四十万あげても全然問題ないのかなというふうに考えます。それによって介護保険制度の財政の悪化が防げて、団塊の世代がちょうど2025年、75歳になるころに破綻しないで継続できるようにしていただければというふうに思っておるんですけれども、その辺については今後の検討課題という形で、ぜひ皆さんにお願いしておきたいと思います。

なかなか国の制度のガンジがための介護保険制度に対して、こういう地方自治体がああするこうするという事はなかなか不可能とは考えますけれども、先ほど言いましたようにつくば市は出してない慰労金制度を、牛久市は13年の創設によって10万円の年間の給付金を給付しているという、本当にすばらしいことなので、その辺についても再度検証しながら持続可能な介護保険ということも考えていただければいいかなというふうに考えております。これは質問じゃありませんので、よろしくお願いします。

次に、牛久市の介護のために、離職者の把握がされているのかどうかお尋ねしたいと思い

ます。

1999年に介護休業制度が導入されましたが、この制度は療養期間が見通せる場合に利用できますが、認知症患者のように長期間を必要とする場合には本当に利用しづらい制度のために、どうしても家族を介護するという必要性から離職せざるを得ないというような、牛久のベッドタウンとしての核家族の特性からもこのようなものが起きているのか、今後起こる可能性があると思いますが、どのように把握されているのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護離職者についての御質問にお答えいたします。

牛久市での介護離職者は把握できておりませんが、平成25年に総務省が公表した統計就業構造基本調査によりますと働きながら介護している人は291万人に上り、そのうち介護休業を取得している人は約38万人、13%となっております。年間約10万人が介護のために離職するというような状況が続いておまして、厚生労働省でもその問題解決のために仕事と介護の両立支援事業というものを展開しておまして、介護休業制度ですとかそういうものが取得できるような制度が創設されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木議員に申し上げます。質問残時間がわずかとなっておりますので、簡潔をお願いいたします。黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 介護のために離職される方が牛久にいるとは思いますが、その数字的には、申請があるとかなければ執行部としてもその数等については把握しづらい部分がありますので、これについてはこれから必要であろうと思うんですね。支援等も含めて。これにつきましても、次の課題ということでお願いしたいと思います。

それでは、最後に老老介護者への支援についてですが、牛久市の高齢化率がことしの1月末日で24.85%となり、4人に1人が高齢者で、26年7月の段階で要介護認率も11.4%となっておりますが、老老介護、本当に選挙中にも皆さんのところで老老介護大変だなというふうに感じましたので、その辺について今まで議会等や担当部署によるいろいろなパンフもので十分理解はしていると思っておりますけれども、今後要支援1、2が各自治体に移管されるという観点からも含めて何か真新しい施策があればお伺いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 老老介護の状況についての御質問にお答えいたします。

現在のところ、民生委員による訪問を通じまして個々の問題を抱える市民を見守り台帳に登録しまして、民生委員、地域包括支援センター及び市が情報を共有して見守りに当たっているとところです。一方で小学校区ごとに地区社協を設立して、地域コミュニティーの再構築、体制づくりを行っているところであります。また、徘徊行動が見られる場合にはGPS装置を貸

し出す徘徊高齢者家族支援サービス事業、また病弱な方へは緊急通報装置を貸与して支援しているところであります。

今後は、これらの施策が有機的に交わることで将来的には地域でのきめ細やかな見守り支援体制を整え、高齢者の方が可能な限り地域で自立した生活を営めるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 最後の本当に新しい、まだ私等についてはわからなかったものを今次長のほうから答弁いただきましてありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして2項目についての一般質問を行います。

今回、1項目めに絵画等含み市が購入した文化財の管理保存の現状、そして今後の活用について。そして、2項目めには昨年12月議会でも取り上げました介護保険利用者、そしてまた障害者の移送サービスについて伺います。

初めに、文化財の管理保存の状況の問題から進めてまいります。

市では、4月から生涯学習課を文化芸術課と名称変更いたしました。単に名前を変えただけではなく、今後の事業展開に当たりまして生涯学習を進めるとともに、対外的にも文化、芸術、美術などに関連した事業を位置づけていくのか、市の文化芸術に対する考え方について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、遠藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

これまでの生涯学習課につきましては、文化芸術事業のほか各種講座の運営など生涯学習事業、市内の各生涯学習センターの施設管理事業など多岐にわたる業務を担当してまいりました。

今回の組織改正におきましては、文化芸術の振興をまちづくりの柱の一つに据えてございます  
当市の姿勢を市民の皆様に御認識していただくことを目的の一つとして課名を変更したところ  
でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、今度目的の一つに文化芸術を振興するまちづくりと  
いうところでは、何か具体的に今後位置づけていくものがあるかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

新たな文化芸術の事業という位置づけというのは現在のところ特にはございません。現在  
既に実施しておりますビエンナーレうしく、現代美術展への支援、そして芋銭展等々文化芸術  
に関する問題、今後につきましては小川芋銭さんの事業のほかにも、市内では文化人としては  
住井すえさんなどもいらっしゃいますので、そういった方の検証というような事業も入って  
くるかとは思いますが、基本的には現在行っている事業につきまして、現在策定を進めて  
おります文化芸術振興基本計画というものを機軸にいたしまして事業展開を図っていきたく  
いうふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、今芋銭の問題、そしてまた文化芸術の問題につ  
いてのお答えがありました。皆さんのところにも配られたと思いますが、牛久市の文化財のガイ  
ドブック、私どもも頂戴いたしました。以前にありました文化財のガイドマップというのは、  
これはマップですので地図だけなんです。ですから、どこに文化財があるかということがわ  
かるだけなんです。かなり今回私どもに配付をされましたこのガイドブックというのは、裏  
を見ますと助成金を活用しての発行ということになっております。発行が牛久市文化遺産活用  
実行委員会、25ページ仕立ての冊子となっております。市が購入されました芋銭の屏風、  
そのほかにも市内の歴史、それから文化財、史跡についても掲載をされております。東京から  
50キロ圏内ということでベッドタウンとして発展をしてきましたこの牛久市、以前に比べま  
して大変宅地化が進みまして町の様子も変わってきております。自分たちの住んでいる町の歴  
史を知るきっかけにもなると思いますので、発行に当たって作製に至る経緯、そしてまた冊数、  
作製金額、活用方法について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） それでは、牛久市文化財ガイドブックの作製の経緯と活用とい  
う御質問に対してお答えをさせていただきます。

文化財ガイドブックにつきましては、平成20年度に第1弾といいますか、最初のガイド

ブックを刊行いたしました。既に5年以上が経過し、残部もほとんどないという状況でございました。そこで、市の時代別の概要や平成20年度以降の調査で新たに得られましたデータを加えましてデザインもあわせてリニューアルし、今回新たに刊行するという事になったものでございます。

印刷などの製作経費につきましては、事務費等も全部込みで約190万円、これにつきましては全て文化庁の国庫補助金、100%の国庫補助金で賄った次第でございます。発行部数につきましては、約1万7,000部、とりあえず発行してございます。

今後の活用についてでございますが、小中学校の地域学習に用いたり、図書館など市の公共施設にも配架をし、広く市民の皆様にごらんいただけるようにいたしてまいりたいと。また、近年、老若男女問わず歴史を学ぶ方がふえてございます。当市の生涯学習講座でも歴史リレー講座などを実施しておりまして、大変好評を博しているという状況でございます。そういったリレー講座、歴史リレー講座の受講生の皆様などにも配布をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今までになく、中身の大変充実した内容ではないかと思えます。ただし、牛久には市史編さんとかそういうかなりの冊子もございますので、一つ市をアピールする活用について、今、生涯学習センターのリレー講座、そういうものについてやっていくということなんですが、やはり若い小中学校のそういう地域の中での講座というのが、自分たちの町というのが、やはり私も含めてほかから来た者にとってみれば牛久というのはどういう歴史があるのかということ、一つやはり知るきっかけになりますので、この辺についてもう少し、ただアピールをする、活用するというだけでなく、もう少し推進の仕方について検討いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げましたが、小学生・中学生の地域学習、そういったものにもぜひ活用をしていただきたいということで、やはり牛久市の将来を担う子供たちに自分の住む町の歴史を知っていただくこと、これがやはり地域への愛着を将来生んでいくんだらうということで、特にそういったところに力を入れていきたいと。また、昨年実施しました芋銭検定につきましても、牛久三中の1学年全ての方が受検していただくと。これは中学校のほうに出向いて検定を実施するなど、やはり地元が輩出した先人の功績といいますか、そういったものを知っていただく機会というものを、文化芸術課としてどんどん進めているという状況でございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、ぜひその点についても力を入れていただきたいと思います。

そうしまして、文化芸術の、まあ美術にも関連した事業といいますと平成18年度から2年に1回開催されております全国の公募絵画展ビエンナーレがあります。現在までに5回開催をされております。全国各地から若手の作家の応募がたくさんあると聞いております。主催は実行委員会でありまして、市は開催のための交付金を支出しております。また、絵画展の中では大賞受賞者には300万円、そして優秀賞受賞者には100万円の賞金が与えられ、絵画を買い上げるということになっているようです。結果的には牛久市が購入をしているというふうに市民の多くは理解をしております。市民から、購入した絵画等を含めた文化財どのくらいあるのか、またどこに保管をされているのか、絵画等の保存では日本画と洋画では保存方法も違いがあるとされているので維持管理はどうなっているのか、このような意見が寄せられております。

そこで質問をいたします。現在まで市で保管をしている文化財は何点あるのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

市で保管をしている文化財がどのくらいあるかという御質問ですが、文化財と一口で言いましてもいろんなものがございまして、当然指定文化財という意味の文化財もございまして、いわゆる文化的価値があるということで文化財という言い方もできると思うんですが、いずれにいたしましても指定文化財等も含めまして点数というものは相当な点数がございまして。例えば、芋銭作品一つとりましても書簡だったり作品だったりということで、合計すると、そうですね、50点以上はあるのではないかと。それから、先ほどお話に出ましたビエンナーレの大賞作品、それから優秀賞作品、これ実行委員会のほうで買い取り賞ということで買い上げたものを、市が寄贈を受けているわけですが、それが5回ですから合計すると10点、そのほかに市民の方から御寄贈いただいた美術作品なども多数ございまして。そういったものを含めると、点数が幾つかというのはちょっとはつきりお答えできないんですが、相当な数の文化財といえますか、作品等は市が所蔵しているということは間違いのないところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この文化財のガイドブックの中に牛久市の指定文化財の一覧というのがあります。市指定の文化財、今部長がおっしゃったようにいろいろなもの、絵画だけでなくいろいろなものが網羅されているのはわかります。今おっしゃっていただいた、やっぱりたくさん作品等も含めまして、特に絵画について、今の芋銭の書簡の問題もありますが、

その保管方法はどうなっているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えいたします。

美術作品の保管方法ということでございますが、生涯学習センターの2階に美術保管庫というものをたしか平成20年度だったか21年度につくりまして、そちらのほうで今作品については保管をしているという状況でございます。

また、その作品の維持管理というに関しましては、毎年燻蒸作業を実施いたしております。殺虫・殺卵・殺カビという効果を得られることから今後も毎年実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 市民の方が心配している内容は、絵画等の保存で日本画と洋画では保存方法が違うんじゃないかという御指摘があります。そのようなことから今の保管方法、2階、生涯学習センターの保管庫、2階にあるということなんです。このような保管庫のつくりですね、どういうふうになっているのか。多分温度とかそういうものを管理されているんだと思いますが、その辺の実際の保管庫の内容、それを伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 保管庫の内容ということになりますが、保管庫につきましては、内部を総、たしかヒノキだったと思いますが、木材で囲ってある部屋の状態になっておまして、温度・湿度を一年中通して一定の状態に保つようにしております。毎週1回必ず点検を実施しまして、作品の状況などを確認した上で保管をしているということでございます。確かに御指摘のとおり日本画、それと洋画につきましては、最適な温度であったり湿度というのがあるのは確かに事実でございます。が、しかし、現状として保管庫自体は当市にはその1カ所しかございませんので、どちらにも大丈夫だということとは言えるわけではないんですが、極力影響の少ない温度・湿度等の設定の中で保管し、作品が傷まないような、傷んでいるかどうかということを常に確認して保管をしているという状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 先ほど御答弁の中で週1回内部等のところ、維持管理に当たっているということなんです。この維持管理に当たるのは専門職の方がたしかいらっしゃると思うんですが、そういう方が対応するのかどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 保管の点検に当たりましては、今御指摘のとおり芸術専門員を採用しておりますので、その職員がチェックをするということになってございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 保管については、たしか2階の保管庫になる前はかなり、東京のほうの山種さんですか、そちらのほうに何か預けていたというようなこともありますので、かなり専門的なものが要求されると思いますので、この専門職に当たる方たちの責任と同時に大変な労力がかかってくるのではないかと思います、この分については、引き続き対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の問題です。ビエンナーレが開催されまして、先ほど申しましたように平成26年度第5回の開催で10年となります。10年間といえば市の総合計画でも一つの区切り、そして次のステップについて検討ということを考えるのではないかと思います。この10年間を経過しまして、よかった点、考慮する点など総括も必要ではないかと考えますが、この総括の考えはどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ビエンナーレうしく全国公募絵画展の総括ということでございますが、議員のただいまの御指摘のとおり、実行委員会のほうでも第5回展の準備の段階から一つの節目、10年ということで、その後どうするかということなども第5回展の実行委員の中でも大分議論をされていたところでございます。第6回展をこのまま同じ形で実施するのか、また全く別のコンセプトで実施するのか、どういった形でこのビエンナーレうしくというものを継続していくのか、もしくは別の何か違う芸術振興のイベントと申しますか、そういった事業に展開するかということを総合的に今検討しているところでございまして、特にその検討に当たりましては、専門家の先生、筑波大の先生や今回の5回展の審査委員を務めていただきました女子美術大学の南畠先生などにも御意見を伺いながら、今後のビエンナーレうしくのあり方について検討しているということでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、今後についてはいろんな形で検討ということになると思いますが、確かにこのビエンナーレ実行委員会に、今までは委員長初め審査員等、その中で行われておりました。やはり今後についても、この文化芸術の継続性ということを考えるならば、より作品、出品作品のレベルを上げていくことが要求されてくると思います。先ほど文化芸術課内には専門のスタッフがおられるということなので、今後ビエンナーレ開催も検討する、そしてまた別な形でも検討する、そういう考えについて再度詳しくちょっと伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

芸術専門の職員も含めまして学識の大学の先生などの御意見を伺っているところでございます。いわゆるこれまでの美術鑑賞という意味合いでの展覧会というものをこのまま続けていくのがいいのか、それとも新たな現代美術としてのいわゆる表現方法、そういうものをいわゆるインスタレーショナルな空間を使った現代美術の表現方法に展開していくのがいいのかといったような具体的な内容での議論を今しているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、現代美術の問題も出てまいりました。牛久の中でかなり現代美術の方たちのかかわりというのが非常に大きくなってきているというふうに、その予算の中から、まあ決算の中からもわかってきております。

その中で、やはりこのビエンナーレというのは全国公募ということで全国からさまざまな作家の方たちが一つのチャレンジとして参加をしているということですね。特に、調べますとやはり特賞の300万円、大賞の受賞者300万円というのは、ほかのネットで調べますとかなり高額な賞金ということで応募なんかもふえてきたんではないかというふうに考えます。この辺の、やはりその金額だけじゃなくて、やはり文化芸術ということで考えれば、この作品のレベル、これを上げていくということが当然要求されてきます。特に茨城県内、牛久というのは非常に文化の問題、それからやはり文化センターなども大変利用率が高いというところでは県内でも非常に多くの方たちが関心を持っているということは言えると思います。ですから、なおさらこのビエンナーレの問題も含めて文化芸術、現代美術の問題も含めて非常にやっぱり関心が市民から高まっているというふうに考えております。

そこで、この2年に一度の開催ということですが、今までこのビエンナーレ開催をしまして全体の費用、交付金で市からは出ておりますが、その辺について伺いたいと思います。

そして、もちろん出品料というのがあります。前回のときが、たしか1品7,000円というふうに聞いておりますが、その辺の内容。そして、実際に1回の開催に当たって経費はどのくらいかかっているのか、期間、そしてまた経費の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） ビエンナーレの経費に関する御質問にお答えをしたいと思います。

これまで全部ということになるとちょっと計算をしてないので、前回展、5回展の経費のほうでちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

まず、ビエンナーレうしくにつきましては、2年に一度ということですが、実際実行委員会が担当するのは準備も含めまして3カ年度にまたがって実施まで準備を含めて行っているような状況でございます。この3カ年度で、3カ年合わせて大体総収入が約2,000万円、その内訳といたしましては、出品料が約50%強、前回展でいいますと1,059万円、それから

市からの補助金が約30%の550万円、そしてそのほかに積立金ですとか繰越金、そして企業さんからの協賛金などをいただいて収支を合わせているというような状況になっているところでございます。

一方で支出につきましては、先ほど議員からもございましたように大賞には300万、それから優秀賞が100万、そのほか市民賞やら佳作やらということで5万円程度の賞金を出してございます。そういったものの、それから大変著名な審査員の先生方に審査をしていただいているということもございますので、その審査員の先生方への謝礼などを含めまして全体の支出の3割程度、約650万円。それから実際に作品の搬出入等、それから管理ですね、議員御指摘のとおり300万という賞金が非常に全国でもかなり高いことは事実でございます。そういったことも手伝ってか、今回展、それから前回展ともに1,000点を超える応募がございませう。そういったものを保管したり移動したりと、当然審査会のときも5点から6点ずつ、ごらんいただいていると思うので御存じだと思いますが、本当に数秒間ずつ見ていただいて審査をするという、そういったもので非常に労力的なものも必要なので、そういうものを委託したりということをしておりますので、そういったものの委託料ということで25%、約480万ほど。それから図録やポスターの製作等で20%、450万円程度、その他いろんな雑費等が発生しております。いずれにしても、大体1回展当たり3カ年で2,000万円前後の収支ということで運営をしているというところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 確認の意味で伺いますが、この実行委員会の会計報告というのは担当のほうでは確認をしているのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 毎年補助金の交付を受ける際には当然実績報告を出していただいております。これは市との共催事業でやっておりますので、常に市の職員も入った中での会計処理を含めた事業展開をしておりますので、全てチェックした上で展開をしているというところでございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、例えば、この実行委員会の会計報告、情報公開で請求した場合の内容については公開をしていただけるのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

当市の情報公開条例に基づいた中で、公開できる部分は全て公開しているということになります。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そして、もう一点の質問です。今、文化芸術に対する価値観というのは非常に、捉え方一つでも一方ではよくても、もう一方では評価されないということ、そういうことがよくあります。それ以外にもそれぞれの考え方によって文化芸術に対する考え方はいろいろあります。特に全国公募の絵画展ビエンナーレは市業、市の事業でもあります。市民の方から、購入した過去の受賞作品の絵画を市民に積極的に公開をしていく計画はあるのか、このようなことが問い合わせありましたので、この点について伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 受賞作品等の公開についての御質問にお答えをいたします。

そうですね、5回展、先ほど申し上げましたとおり優秀賞と合わせて10点の作品を現在保管しているということでございます。先ほど来申し上げていますように10年という節目を迎えて、今一つの案としては回顧展ということで受賞した作品と、その受賞した作家さんの現在の作品なども、できればお借りした中で作品展を実施したいというような計画とございますか、企画自体は上がっているというような状況でございます。

したがって、そういうことが実現すれば、市民の皆様が市が寄贈を受けたこの作品を一堂にごらんいただくことができるのではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから回顧展というか、受賞作品だけでなくその後の作家の作品も展示をしていくような考え、まあ企画という段階ですが、その担当になるのはやはり文化芸術課が担当となりますが、大体おおよそで結構ですので、いつごろこのようなことを話し合って実際に計画が動き出すのか、スケジュール的なことわかりましたら伺います。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 回顧展のようなもののスケジュールということですが、現在企画の段階ということですので、具体的に何年というスケジュールを決めた中で動いているというものではございませんので、節目ということを迎えてビエンナーレの今後の展開の中でそういったものを作ってはどうかというような、そういう状況ですので、具体的なスケジュールについてはまだはっきりしたものはございません。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、たしか2年に一度はビエンナーレ、そしてその間にたしか芋銭展というのが開催される予定だと思えますが、ことしについては、そうしますと芋銭展の計画があるのではないかと思います。それを考えると、その間を抜ける、ビエンナーレ

はその翌年ということになりますので、多分いろいろと担当課の中でも、この問題も含めて今後検討をぜひやっていただきたいと思います。確かに受賞された作品、そしてまたその作家さんの追跡というんではないですが、どのようなことで牛久で受賞された方が活躍をされているのか大変市民も関心があるというところなので、この問題については、ぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 16番遠藤憲子君に申し上げます。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。もう1項目終わりましたね。はい。再開は13時5分といたします。

午前11時47分休憩

---

午後 1時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

午前中はマイクの使い方が何か非常に悪くて皆さんに聞きづらいという御意見いただきましたので、かなりマイクに近づけておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、介護保険の利用者、障害者の移動支援事業の移送サービスについてです。

この問題の趣旨というのは、障害者の移動手段を確保したり、また要介護者では通院介助等を含めたサービスの利用について、外出を容易にするための支援について再度伺いたいと思います。

現状の捉え方、茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らせるための茨城県づくり条例」が4月から制定をされております。御存じの方も多いと思いますが、制定の理念だけを述べさせていただきます。

国際連合総会におきまして、採択された障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、障害のある方と障害のない人が対等な権利を有していることを再確認するとともに、障害があることで受ける制約をなくすための合理的な配慮の提供を全ての県民に求めていくことを通じて、誰もが安心して楽しく暮らすことができ、ともに夢や幸せを追求できる真に平等な社会を実現することを決意し、この条例を制定するとしております。

このような観点から、この中では市町村との連携もうたっております。障害者の状況を把握する一つとして障害者手帳の発行状況があると思います。現在までの障害者の手帳の発行交付状況について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 障害者手帳の交付状況についてお答えいたします。

平成27年3月末現在で、身体障害者手帳は1級から6級まで2,469名の方が交付を受けております。また、精神障害者保健福祉手帳につきましては1級から3級まで351名、療育手帳につきましては最重度の①から軽度のCの方まで471名、合計3,291名の方が手帳の交付を受けています。また、ことし4月から、身体障害者手帳につきましては権限移譲により市で手帳の交付を行っております。これまで32名の方に交付いたしました。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから交付状況について説明が、報告がありましたが、この手帳の取得ですね、昨年と比べてどのような変化が出ているのか伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 再度の質問にお答えします。

例年のとおり、微増です。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 微増と申しますと、そうしますと手帳の交付ということは今までこれは県のほうで扱っていたと思うんですが、その辺で市に4月から権限移譲ということでは市で手帳の交付ができることになったということで理解しているんですが、この辺の状況ですね、まあ4月なのでそんなに日はあかないんですけど、その辺の交付状況の、交付の申請のあれですね、その辺は市のほうではどのように交付を、交付というか周知をしているのかということ伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 申請の方法としましては、3月まで県のほうで審査を行っていたんですけども、審査も含めて市のほうに権限移譲で現在実施しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に移ります。

昨年の12月の議会で取り上げたんですが、サービスの提供、移動手段を含む状況ですね、昨年と比べて変化はあるかどうか。特に、たしか前回難病の障害者に対する状況について伺ったと思いますが、この辺について変化が起きているかどうか伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 移動支援事業におけるサービスの利用状況についてお答え

いたします。

障害者等移動支援事業利用の実績でございますが、平成26年度におきましては登録者数か34名、実利用者数は22名、年間利用回数は延べ1,029回で1,075時間でした。また、本年度は5月末現在で登録者数が21名、実利用者数が16名、利用回数は延べ40回、49時間となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長の答弁ですと登録者数が変化をしているということなんです、この辺の状況をどのように捉えているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 登録者数に関しましては、毎年、年度初めのころは登録者数が少のうございます。それで利用を見込んで、まずは登録しておこうという方が徐々にふえて、年度末はこのような数字となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、現在途中ということで、また年度末につきましてはその利用がふえていくというふうに把握をしたいと思えます。

その次に、今のことと関連するんですけど、このサービスのですね、前回も大変少ないように感じたんですが、調査など担当のほうで行って実態の把握、利用者の実態把握、それはされているのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 実態の把握につきましては、調査としては行っておりませんが、移送サービスの申請手続の際に利用対象者やその家族から個別に利用状況や意向について聞き取りを行っております。個々のニーズに応じた調整等を図っております。

なお、サービスを利用していない障害の方や難病患者の方につきましては、制度周知とともに実態の把握に努めてまいります。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） その辺かなり情報が届いている場合、そしてまた届かない場合については、利用する場合についても、1つずつに大変その障害の程度によってもいろいろとあると思えますので、その辺の把握は担当のほうで、そして実際に把握をする一つです、利用する場合に、市のほうに直接来る場合、その情報が届けばいいんですけど、周りからそういう情報を把握するというのも必要ではないかと思えますが、その辺ほかとの連携とかについてどのようにお考えか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） 難病の関係につきましては、医療の助成の関係で、まずはこの管内で申し上げますと竜ヶ崎保健所に申請を出すこととなります。そちらのほうで、この難病の移動の関係をですね、周知を図っていただいております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） その辺は十分に情報が漏れないようお願いをしたいと思います。

そして、次の問題ですが、車両による移送は重要な介護である、このように考えております。移送サービス、今回介護タクシーというふうに書いたんですが、実際に市では介護タクシーというのは運用しておりませんので、介護保険適用のサービスの拡充について伺います。

介護保険法の第8条では、通所介護、デイサービスと言っていますが、通所リハビリなど要介護者が自宅以外の施設で受けるサービスを規定しております。現行の介護保険法の中では要介護者がサービスを受けたり居宅から施設や病院へ移動する手段、これを移送サービスと言っておりますが、それにつきましては介護保険の対象とする規定が設けられておりません。そのために空白となっております。

一つ、これは厚生労働省の老健局の老人保健課事務連絡の中の介護報酬に係るQ&Aから伝えたいと思います。

質問として、1日に複数の医療機関を受診する場合に医療機関から医療機関への移送に伴う介護について、通院等のための乗車または降車の介助を算定できるか。このような質問に対しまして答えとして、居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。したがって、医療機関から医療機関への移送に伴う介護については通院等のための乗車または降車の介助を算定することはできない。このようになっているために空白となっていることです。

一方で、通院介護ではヘルパーが自分の車で要介護者に付き添い、着がえや車両に乗せたり受診を手伝うことは身体介護として、これは保険の対象となってまいります。デイサービスの送迎は保険対象であります。このことから移送サービスを介護サービスに適用してほしい、このような声は利用者のみならず事業者のほうからも出されております。

人間が生活を維持するために移動は不可欠であります。誰でもが買い物に出かけ、病気であれば病院に通い、文化的な生活を維持するためにも図書館また役所にも出かけます。要介護状態になるということはバスや電車などの利用が非常に困難になるということでもあります。タクシーを利用するにしても費用負担が大きいし、また牛久市は社協やNPOなど移送サービスがありますが、重度者に限定され、また所得制限、地域限定などがあり、量や質ともに要介護者の要望に応えたものとは言えません。

生命を維持するために、どうしても必要な病院への通院の手段さえなかなか見つけることが

できない、このような要介護者がたくさんいます。金の切れ目が命の切れ目、このような医療負担とともに通院にお金がかかり、移動のためにたくさんのお金を払うことが厳しいといえます。お金を幾らでも払えるような方は非常に少なく、大抵はわずかな年金などを頼りに暮らしている方が大変であります。早急に手だてをとってほしい、このようなたくさんの方の意見が私どもにも届いております。

そこでお尋ねをいたします。第6期の高齢者福祉計画、そしてまた介護保険の事業計画では第8章で高齢者の環境整備対策の中、「ひとにやさしいまちづくり整備指針」では重度の身体障害者、高齢者を対象とした移送サービスについての掲載があります。今後は民間の移送サービスを初め地域におけるボランティアによる移送の支援を推進していく、このように言っております。このことは市が中心となって移送サービスの支援を推進していく考えがあるのか、お尋ねをします。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険適用のサービスの拡充ということで移送サービスのことの御質問にお答えをいたします。

介護保険の適用になる移送のサービスとしましては、現在のところ訪問介護に含まれる通院等の乗降介助であります。ほかの場所への移送が目的ではなく、あくまでも乗降時の身体介助をするものとなっております。そのほか、通院等のほかに日用品の買い物ですとか、役所への届け出等は介護保険の適用とはなりますが、冠婚葬祭またその家電や衣服の買い物などは介護保険の適用とはなっておりません。

この介護保険制度でのサービス提供というのは、先ほど議員のほうからもありましたように介護保険法のほうに具体的な規定がされておまして、厚生労働省からも、その運用についての通知がなされておりますので、それに沿って運営をしていきたいと考えております。

また、重度の移送サービスという御質問でございますが、介護保険制度に該当しないものにつきましては、そのほかの福祉タクシー、また介護タクシー等も含めた公共の施設、各公共機関を利用したものともあわせまして必要なものと考えておりますので、今後充実していく必要があると考えております。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今次長のほうから必要は考えていらっしゃるようですが、保険の中での対応ということの難しさみたいな御答弁がありました。この第6期ですね、民間の移送サービスを初めとして、こういうようなことをこの計画の中にうたっている一つとして、ちょっとこれは古いことなんですけど、調べてみました。そうしますと、かなりこれは古いあれですね、牛久市民福祉の会というのが出てまいりまして、多分これは今の社協のやっている移

送サービスというか、重度の前身になったのではないかと思います。少しこのときの状況を述べてみたいと思います。

牛久市民福祉の会では、高齢者障害者の移動を支援するために1998年10月から2001年3月まで介護移送サービス「おでかけサポートらくらく」を運営していたそうです。利用者はJRの駅、病院などのバリアフリー化、自宅のバリアフリー化が進んでも移動する手段がないために自宅に閉じ込められていた方々がそうです。このときには年会費5,000円、このときには牛久市の補助が出ていたようです。それで登録制、毎月の運営費は100円。市内は片道チケット1枚600円、市外は10キロで1枚の、この割合で利用されていたそうです。重度の身体障害者地域活動参加支援事業、これは国、県、市から3分の1ずつの負担、この補助金を受けて牛久市からの委託事業として運営をされていたそうです。しかし、牛久市民の会では介護移送の運営を約2年半、このことで断念をしました。2001年の4月からは市長が会長を兼ねている牛久市の社会福祉協議会に移管し、そして社会福祉協議会では移送を重症者に絞って、運転手はボランティア、しかししっかり保険のかかっているこの社協の専用の車両を使って運営をされています。こうした体験から、自立を目指す人々の介護予防にケアドライバーによる介護移送は非常に大切だと考えたと述べております。これは大分前の事例なんですが、非常に今とそんなに大して変わらない状況がずっと続いているということ述べているのではないかと思います。

このことから、やはり高齢者、そしてまた障害者の移送ということ、民間ということでは今も社協の名前が出ておりますが、この社協での緩やかな対応、そういう問題についてはどのようにお考えか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

先ほど介護保険の適用について御答弁させていただきましたけれども、介護保険というのは税と保険料で賄われておりますので、こうした外出のための範囲は厳格に決められておりますので、先ほども申しましたように介護保険では適用にならないものを、それは重度身体障害者の移送サービスなどの福祉有償運送など、そういったものも含めて総合的に進めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 介護保険もそうですし、それから高齢者そしてまた障害者、それと移動手段を持たない方たちについては、この移送サービスというのは非常にやっぱり皆さんからの要望が大変高いものなんですね。

それで、市がこれから介護の問題については要支援1、2を地域支援事業、まあ今総合事業

というんですか、そちらに27年から29年にかけて移行するとしております。この中の通所介護というのがあります。この通所介護での対応は、例えば移送の問題については対応がとれないのかどうか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

地域支援事業につきましては、今年度より総合事業としてシルバー人材センターが実施するホームヘルプ及び地区社協が実施するサロン運営を予定しております。御質問の中の移動支援、移送サービスというものは今のところ、これは予定しておりません。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） その中で対応を考えていないということなのですが、この間、実は市長が定例記者会見を行った、その内容をちょっと、YouTubeであったので聞かせていただきました。その中で市長は、介護については今度は市のほうで事業を行うと述べてます。そして前々から地区社協を立ち上げ実行してきたと。今度は市は地域懇談会、8つの小学校区を今実施しているんですが、そこでこの地域懇談会を行政協議会として正式に運営していく、システムとして運営をしていくというふうにお答えになっています。地域のサービスを担える、このことができるように地域のコミュニティー、こういうことを支えていかれるような、そういうようなシステムをつくっていくというふうに述べています。3年から4年かけて、ちょうど27年から29年に当たると思いますが、この期間を準備期間として考えておられるようです。現実的にそういうようなことが市として行っていくということなのですが、この辺と介護サービスというか、移送サービスだけじゃないですけど、全体的に、今度は介護保険から離れたこの地域総合事業ですか、そういう問題というのが非常に大きな役割、介護保険でももちろんそうですが、地域の中ではこのようなことが非常にやっぱり役割として重要となっていくのではないかと思います、この中にそういう移送サービスというか、そういうものを位置づける考えはないか伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 総合事業の中の位置づけということでお答えいたします。

総合事業の中で訪問型のサービスの中で移動支援というのがございますけれども、このサービス内容というのは、やはり移送前後の生活支援というのが中心になります。先ほども申し上げましたが、介護保険のサービスを利用する場合には、その利用の範囲というのが決まっていますので、その範囲の中で運営していくということで今後予定しております。

ただ、この移動支援につきましては、すぐにはちょっと、準備がまだできませんので、今後実施については検討していくということになります。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今移動支援ということが出ましたけど、この移動の中ではやはり利用者だけではなく、その支える方、受け入れるほうが非常に今大事になってきています。この間やっぱり社協でも、その支えるほうの募集が出てましたし、そういうような問題でも、その辺の啓発というか、これからやっぱり高齢化社会に向かっていくと、どうしてもそういう支える側の人たちが不足をし、利用する側の人たちがふえていくという、そういうことが起きてくることではないかと思いますが、その辺の周知、そしてまた人材を育成していく、そういうことがやはり市としては問われているのではないかと思います、その辺について伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 人材についての御質問にお答えいたします。

総合事業を実施する際には、その運営の基準については、担い手となる方については住民が主体になったり、そういう緩和された基準の中でサービスを提供するようになります。そうした中で、例えばこの移動支援を担っていただく方については、ドライバーとしての研修なり、また有償運送としてのしっかりした体制づくり、そういうものが必要になってまいりますので、ちょっと今すぐには実現できないと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） この問題については、非常にやはり時間をかけて介護は、介護というか移動支援することは介護予防にもつながりますし、そういう問題では一つの担当、それだけではなく、ほかとの連携はもちろん持たなければならないというふうに思っています。前にやはりデマンドタクシーの問題なんかも質問したことがございますが、他との連携、そしてそういうところは市の中でもきちっと検討できる部署があるのかどうか、タクシー業者、そしてまたそのいろいろの有償運送、それから過疎地有償運送、いろいろとありますけど、そういう方たちが、やっぱりその地域地域だけで運営するのではなく、幅広く牛久市内網羅できるような、そういうようなことをやはり今後も考えていくべきではないかと思えます。

確かに保険、そしてまた法律の中で制約があるかと思いますが、やはり繰り返し繰り返しこのようにいろんな皆さんからの要望、そして私どももいろいろと視察を受けながら質問をしている中で少しでも動きができればと思いますが、その辺についての考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

御質問いただいていますように介護保険だけではもちろん対応できませんので、これは福祉の有償運送、その他バスやタクシーなど公共の交通機関等のいろんな連携が必要になってまいりますので、そういうものを視野に入れながら今後こういう高齢者の移動支援というのをつく

っていきたいと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、移動支援の問題についてはぜひなるべく早い時期に、今皆さんから、多くの方から要望いただいているのは、市のいろいろな連携計画を待っていたんでは、私たちはこのサービスを受けられないうちに死んでしまうということ、切実な要望も聞いております。一刻も早くこのような要望に応えて、少しでも前向きな取り組みを期待して質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

次に、17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。通告に従いまして一般質問を進めてまいります。

今回は4月に行われました市議選の中で市民の皆さんからたくさんの要望をいただきました。その中から今回は、1つは空き家対策について、2つには特に障害者の視点でまちづくりを見直すことにより誰もが住みやすい地域を目指しての、その数点の質問をいたします。

まず、最初に空き家対策を進める特別措置法の完全施行に伴う対策の強化についてです。

老朽化による倒壊やごみの投棄、放火のおそれのある空き家の対策を進める特別措置法が2014年の11月の衆議院の本会議で全会一致で可決し、今年度、2015年5月の16日をもって空き家対策を進める特別措置法が完全施行となりました。対策が強化されることになったわけです。

空き家は住宅の1割を超える820万戸に達していることは周知のとおりであります。牛久市は県内初として2012年に条例を施行しました。現在は12市町村に及んでいます。牛久市は勧告・命令・公表までですけれども、県内の半数の6つの自治体では条例によって代執行まで実施できるようになっています。全国でも約300の自治体が条例を施行している中で代執行に踏み込んでいるのは半数に及んでいるようです。

1点目としまして、牛久市が先進的に空き家の適正管理及び有効活用に関する条例、これを制定して3年になりますけれども、その効果と問題点について現時点でどのように考えているか伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

空き家対策を進める特別措置法の完全施行に伴う対策の強化に関する御質問にお答えいたします。

まず、牛久市で条例を制定し、空き家所有者へ助言や指導を行った結果、解決できた問題についてでございますが、市では牛久市空き家の適正管理と有効活用に関する条例を平成24年4月1日に施行し、この間258件の情報が寄せられ、市の助言の結果、123件が解決いたしました。具体的な内容につきましては、守屋議員の回答で御説明したとおりでございます。

次に、問題点であります。主なものとしてテレビや新聞報道で広く言われているとおり、改善したいがお金がない、相続等により利害関係人が複数いて話がまとまらない、相続放棄等により相続人が決まらない、更地にすると税金が高くなるので解体したくない、改善の意思がないなどの理由により改善が進まないことでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 牛久の現状としては、そういうことで体験をしてくれているわけですが、今回国がこの特別措置法を実施するわけですが、これによってどのような効果が期待されるのか。また、市としてこれによって進めることができるのであればどのような点なのかということをお伺いします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 特措法施行によって進むのはどのような点かについてでございますが、最大なものとして、特措法が施行されますという情報が周知されることにより空き家管理者の意識が変わることでございます。御存じのとおり、特措法は代執行や罰金などを伴っており、この事実を知ることだけでも空き家所有者の自発的改善の意思が高まり、改善が進むことが期待されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それでは、この特措法に基づいて、特定空き家の判断基準、ガイドラインというのが示されていると思うんですが、いわゆる立ち入り可能、立入検査が可能となる、この特定空き家についてのガイドライン、どのようなものかお示しいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 平成27年5月26日付でこのガイドラインが示されてございます。このガイドライン2章の中で特定空き家の判断の参考となる基準が挙げられてございます。法2条2項によりますと、特定空き家等と認められるものは、そのまま放置すれば倒壊、著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態について該当する空き家等と定義されているものでございます。ガイドラインでは、その判断のポイントが示されて

おり、特定空き家等の認定に際してそれらの点を総合的に判断することとされているものでございます。

また、立入調査につきましても示されております。こちらは罰則も伴った中での拒否すると科料が科せられるというようなもので法は定められてございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） もう一度その立入調査のところ、今聞き取れなかったので後で答弁して、ゆっくり話をしていただきたいと思うんですが、それと、こうしたそのまま放置すれば倒壊等がおそれのある場合ということであるわけなんですけど、撤去ということになりますとどのように進んでいくのか、どのように行われるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 撤去はどのように行われるのかでございますが、こちらもガイドラインが示されております。空き家等の撤去は、法14条9項で特定空き家に係る代執行としてうたわれております。ガイドラインの第3章6項の中で、特定空き家等に係る代執行の手続的要件が挙げられております。

これによりますと、空き家等の撤去は代執行法に基づいて行われます。まず、特措法に基づく特定空き家に対する措置である助言及び指導・勧告・命令が行われます。それでも改善がなされなかったときに、行政代執行法に基づく文書による戒告、再戒告を経て、それでも改善が見られない場合には代執行令書が発せられ、これにより撤去が行われるようになります。以上でございます。（発言者あり）

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 立入調査につきましては、法の9条で示されておまして、5日前までに立ち入る旨の所有者に通知をいたしまして、それで立ち入るようになります。これを拒否した場合には法の16条で科料が科せられるようになっております。こちらは立ち入りを拒んだ場合は20万円以下の科料に処すという法律の中身になっております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今代執行を行うことができるようになるということで、代執行の令書という書面をもって通知をするということになっているようですけども、その際に代執行に要する費用の見積もり額まで提示をして、全ての費用を徴収することも含めて命令をするという、そうなっているようなんですが、このような事例が今後、まあ法律が決まって実際に行っていく場合にはかなりスムーズにいかないことが多々あるのではないかと予想されるわけなんですけれども、これらの市の条例改正もしなければ当然できないことかと思う

んですが、その条例改正をもってしていくのか、国の法律との関係で市はどのようにそれを具体化しようとしているのか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 条例改正につきましては、現在茨城県の中で調整検討委員会が立ち上がっておりますので、そういう中でのもろもろの定めをした中で今後必要であれば条例改正は考えていきますが、現行法の中で対応できるもの、それを超えるものはできませんので、そういう中での調整を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 危険な空き家というのは強制撤去の対象となるということですが、その指定といいますのが非常に厳格で抑制的でなければならないというふうに考えるわけですが、周辺の住民や有権者など客観的な意見を聞くことができる協議会などの設定が必要ではないかと思われませんが、そして必ずしも一律に判断するべきではないことが起きてくると思います。さまざまな事項を勘案して、先ほども総合的に判断されるべきものというようなこともお話がありましたけれども、極めて慎重な対応が考えなければならないというふうに思われます。

例えば、その所有者に改善の意思があったとしても対症療法がわからない場合、また遠隔地に居住しているため、日本国内じゃない場合もあるかもしれませんよね。そういう場合にどうするのか、また物理的に対策を立てるということができない等々の場合とか、非常に難しい問題を含んでいるから空き家がふえてきているという側面もあるかと思うんです。国の特措法ができたわけですが、これにおけるところでは厳格性とか抑制的な指導というのが必要になってくるのではないかと思います、その点について、市のほうではどのように考えているのかということについてお伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、非常に難しい問題がたくさんございます。相続がなかなか決まらないとか、あと所有者が見つからないとか、こういう中で今までも対応してきましたが、今後はやはりこの法律が制定された中で法を厳粛に守りながら、またそのガイドラインの適用を受けながら、それと市内、市町村間で調整会議もできますのでそういう中での事例を参考にしながら、牛久市の中にも委員会も立ち上げてございますので、そういう中での判断、また先ほど議員からもありました協議会での参考意見を市のほうで対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今のような非常に困難な事例というのは、今、牛久市では何件ぐらいと判断を、把握をしているのかお伺いします

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 済みません。ちょっとお待ちください。ちょっと資料が出てきませんので、後ほどお答えしたいと思います。申しわけございません。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） じゃ、後で教えていただきたいと思います。

今、この空き家対策の中で大変問題なのはやはり解体費用ですね。解体費用が80万から100万ぐらいかかるとも言われているんですが、そうした中で実際に手をつけられないという、そういう実態もあると思いますが、その解体費用の負担軽減措置、そのようなことは考えているかどうかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） お答えいたします。

現在、解体費用の負担軽減措置につきましては考えてございませんが、これにつきましては、先ほど申し上げました茨城県市町村空き家対策等連絡協議会の提案を参考に、空き地・空き家対策検討委員会の議論を経まして具体的な法運用を行ってまいりたいと思っております。

また、先ほどの件数ですが、約88件ほど、やはり困難なものがございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 県の協議会でということなんですけれども、自治体としてやはりそういう問題について意見が出ているということ、ぜひその協議会の中でも反映をしていただきたいと思います。

それから、解体をして更地にすれば固定資産税等の、いわゆる住宅用地特例の対象から除外されてしまうということになりますと、土地の固定資産税が実質4倍から6倍化してしまうということが起きてくるわけです。そうしたことがこの進まないネックになっているのではないかと思います。そうした固定資産税に対する軽減措置についての考えはないのかどうかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 私のほうから、固定資産税に関する御質問にお答えいたします。

平成27年度の税制改正におきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等に係る土地につきましては、住宅用地に対する固定資産税の課

税標準の特例の対象から除外するという改正が行われ、この勧告を受けた土地につきましては、住宅用地の特例の適用は受けられず、非住宅用地として固定資産税が課税されることとなります。

また、軽減措置につきましては、地方税法において住宅用地の定義が規定されておりますので、固定資産税におきましても地方税法の規定に基づいて課税することになります。このため、条例において新たな軽減措置等設けることはできないものとなっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 実際にその空き家、困難な事例が88件あるということなんですけれども、こうした経済的負担の問題から考えるとなかなか非常に踏み切れないような実態というのが現実と直面してくるのではないかと思います。そして、今後これらのことを、法に基づいた実施が具体的に進めていくためには、庁舎内にやはりそういう相談窓口というのを設置することが必要ではないかと思えます。それと、また庁舎内での連携というものも非常に必要になってくるのではないかというふうに思われます。

もう一点、考えることは、空き家のサポートセンターといいますか、それは自治体の先進事例としてやってきているところも全国の中ではちらほら出てきているようなんですが、外部とか不動産を含む、そういうサポートセンターの必要性ということが出てくるのではないかというふうに思われるわけですが、その3点について、今後の進めるということではどのように考えているかということについてお伺いをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、1点目につきましては、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というものがございます。そういう中で、空き家に関する施策実施に関する基本的な事項・実態、体制の整備の中で、市町村は空き家等対策に関する内部部局の連携態勢や空き家等の所有者等から相談を受ける体制の整備を図ることとされているものでございます。

市といたしましても、空き家問題の解決には庁内連携及び相談態勢が重要であると考えておりまして、先ほど申し上げました空き地・空き家対策検討委員会での議論を経ながら体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

また、内部部局の連携体制でございますが、この委員会につきましては市の全部局が参加しておりますので、連携という中ではなっていると思っております。

もう一点、サポートセンターでございますが、こちらにつきましても、やはり民官連携とかそういうものは絶対必要であり、相談窓口も今後市の中で、先ほど申し上げました委員会等で定めていきたいと思っておりますので、当然そういう検討もあわせてやっていきたいと思

ております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 2点目の誰でも住みやすい地域を目指してというところに入りたいと思います。

これは、視覚障害者に対応できる交差点の音声信号ですね、よく「ピヨピヨ」とかいろんな形で音声信号がつけられているところもあるわけですが、そうしたところ、それから高齢者対応の信号の設置状況、高齢者対応ってここで書いてしまいましたけれども、待ち時間表示の信号機のことであります。あとのくらいで信号が変わるといふか、そういう時間が表示されるということで、渡る判断ができるというものです。牛久駅周辺の交差点においては、この音声信号が設置されているところがありますけれども、特にひたち野地域では交差点の信号機に音声信号がついていないところが多いので設置をしてほしいという要望を承りました。

また、視覚障害をお持ちの方が、安全な時間を選んで早朝散歩をしているようですが、まずその信号機そのものが天候によっては緑の部分が黒に映ることが多いとのことであります。視覚障害者にとっては、全く見えないという状況ではないにしても信号機を判断することに危険性が伴う状況は取り除かなければならないわけですが、そのためにも音声信号機というのが不可欠であります。

音声信号機及び待ち時間表示の信号機について、市内の設置状況について、そして市として障害者や高齢者の立場に立って、その必要性を調査の上、音声信号機や待ち時間表示の信号機の拡大設置を警察に要望するなどして改善していく考えがあるかどうか、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 当然、待ち時間の信号、こちらとあと障害者用の音が出る信号、これは当然今後警察等に要望はしてまいりたいと思っております。以上でございます。（発言あり）

○議長（市川圭一君） 自席をお願いします。（「市内の設置状況」の声あり）市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） まず、視覚障害者向けの音声付信号機の市内の設置状況でございますが、牛久警察署に確認したところ、現在牛久市内全部で110基の信号が設置されております。それらのうち、15基が音声付信号機でございます。視覚障害者が安全に通行できるよう、自動車の通行量が多い国道6号沿いの交差点や市内の主要交差点に設置されているものでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） その110基のうちの15基が牛久駅周辺に設置されているということですが、新しいまちであるひたち野うしく地域にはどのぐらい設置されているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） ひたち野うしく周辺には、現在設置されていないとのことです。全て15基は、牛久駅を中心として駅西口交差点や東口交差点にございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ひたち野うしくにゼロということだと、非常に大きな問題ではないと思います。やはり必要な交差点、大きな交差点たくさんあるわけで、障害を持った方もいらっしゃるし、高齢者の方ももちろんいらっしゃるわけですから、ぜひとも早急に改善を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 牛久警察に確認ですね、音声付信号機を設置する場合、交差点の歩道部分など点字ブロックの設置が必要になるとのことでございます。でしたので、今後、そういう道路整備、まち整備をした中で、また牛久警察署のほうへ要望のほう重ねてまいりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今、点字ブロックがないと音声信号がつけられないという、そういう関係になっているようにお聞きしたんですけれども、この点字ブロックを、そうしますと設置するのが市なのでしょうか、県、警察なのでしょうか。そして、その点字ブロックと音声信号機の設置の関係は、どのように捉えたらいいのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 点字ブロックの設置につきましては、福祉部局とか警察とかと協議をいたしますが、基本的には道路管理者、県道であれば県ですし、市であれば市ですし、国道であれば国です。そこで今の話は、信号機をつける上で点字ブロックとセットですよという話だと思いますので、点字ブロックがないところについては、そのような整備も含めて必要になりますよというお話です。

それと、点字ブロックの設置基準については、我々のほうでも駅中心に公共施設とか、そういうもので重点的にエリアを決めて整備していく予定でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） そうしますと、点字ブロックは市のほうで設置をするということ

ですよね。市のほうで設置をして、その上で音声信号機を設置するように警察のほうに要望するという関係なんですか。その関係、関係といいますか、いまいちちょっとはつきりしないので、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 設置するのは道路管理者です。ですから、牛久市道であれば牛久市、県道であれば県、国道であれば国になります。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） わかりましたけれども、そうしますと県道・市道・国道全てやはりその設置者に市として要望をしなければ、それは実現できませんよね。まずはその要望をしていただきたい、そして音声信号機がつけられるようになるまで頑張っていたいただきたいというふうに思いますが、その点はどなたが答弁するのかわかりませんが、答弁をお願いします。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 現在も、6号のかつやという井屋さんがありますね、あのところと緑ヶ丘の信号ですか、こちらについては要望のほうを上げている現状でございます。ただ、なかなかついていませんが、今後とも根気よく要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） では、強く要望いたします。

次に福祉避難所についてに移ります。2013年の6月議会において私は福祉避難所についての質問をいたしました。その時点では、福祉センター及び特養ホーム3カ所にて協定を結んで今後も周知を図っていくということでした。それから2年が経過していますから、かなり進んできているものと見まして、今回さらに具体的な質問をするものです。

改めて福祉避難所といいますと、介護の必要な高齢者、障害者も避難できるように態勢を調えた避難所のことです。既に2004年の中越地震で初めて国内では福祉避難所が開設されています。その後、東日本大震災の前に2008年の6月に福祉避難所設置運営に関するガイドライン、これが厚生労働省によって改訂されて公表されています。このガイドラインによりますと、福祉避難所とは災害救助法のもと県から市へ救助の委任を受けて市長が指定・開設するもので、2種類の福祉避難所が想定されています。

1つは地域における身近な福祉避難所、もう一つは地域における拠点的な福祉避難所です。身近な福祉避難所としては、少なくとも小学校区に1カ所程度を目標とすることが望ましいと、この厚生労働省のガイドラインの中に示されております。

また、この改訂の中で、大きな改訂点としまして福祉避難所の対象は高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者として、またその家族まで含めて差し支えないと拡大されたことが大きな改正点となっているわけです。

災害時に対象となる方を速やかに福祉避難所に入所させることができるように、平常時から対象者の現況等を把握すること、また当該施設が福祉避難所として機能できるよう段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化といった施設整備を行うことが記載されているわけなんですけれども、大事なことは、これらの東日本大震災の前に決まっていたガイドラインであって、東北3県で実際どうだったかという、宮城県では177カ所あり、岩手県では74カ所、福島では県内で37カ所に福祉避難所が事前に指定を受けている中で、あの震災において実際に開設された福祉避難所はゼロだったというわけですね。福祉避難所がどこにあるかということもわからなかったということで、その中でどんなことが起きたかといいますと、尋常ではない混乱状態の中で知的障害者、精神障害者等々パニックを起こして、集団の中でいることができずに車上生活を余儀なくされた。また、車椅子の方が、とにかく避難してくださいということで体育館なんか避難をするわけなんですけれども、その体育館の床の部分にしなければ寝ることができないんですが、それができないと。車椅子から家の中ではベッドが平行線上にあって体を移動して寝ることができていたけれども、実際の避難所ではそういうこともできなかつた。したがって、3日も4日も車椅子のまま過ごしたというような状況、大変厳しい実態があったというふうに報告をされているわけです。

この福祉避難所という問題についても、健常者だって逃げるのが大変なんだから、そんなことまで考えていられないみたいな、そういう障害者の避難の問題を周辺的な課題というふうに位置づけてしまうと全く放ってしまわれる現状が起きてくるわけですね。そういうことでは大変なことになるわけなので、真剣にそういう対策を、対応を今から考えておくべきではないかと。そういう点から幾つかの質問をいたします。

まず、1点目、市の災害対策本部として福祉避難所というものを、どのように現状の中で位置づけているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 市の災害対策本部として福祉避難所の位置づけについてお答えいたします。

福祉避難所とは、高齢者や障害者等通常の避難所生活に困難を来す災害時要援護者等を対象に開設される避難所をいいます。牛久市では、牛久市地域防災計画の中で牛久市総合福祉センターを福祉避難所として指定しているほか、市内3カ所の特別養護老人ホームと福祉避難所の

協定を平成25年2月に締結し、指定しております。牛久市内に大規模災害が発生し、災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた場合は同施設を福祉避難所として利用いたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 福祉センターの役割というところでは、3・11の場合にもいろんな方を受け入れたりしている、そういう経験がありますので、またそうした日常的に障害者とともに生活できる場所となっておりますので、福祉避難所としては最適の場所ではないかというふうに思いますが、福祉センターの役割、そして福祉センターの福祉避難所としての対応ですね。障害者、身体・精神・知的、それぞれの障害者の対応について特性に応じたすみ分けを考えていくのか、場合によっては個室が必要な場合なんかもあることと思いますが、そうした対応について、どのように考えているのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 福祉センターの福祉避難所としての対応についてお答えいたします。

牛久市防災計画の事務分掌において、福祉避難所の開設運営は保健福祉部が担当いたします。

なお、福祉避難所では看護師、保健師、精神保健福祉士、理学療法士等が高齢者や障害者等の支援を行います。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それでは、福祉センターとその協定を結んでいるというその特別養護老人ホームですね、協定している元気館、さくら園、博慈園ですか、そうしたところと受け入れ可能な人数について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 協定している特別養護老人ホーム等の受け入れ人数でございますが、特別養護老人ホーム博慈園64名、牛久さくら園80名、元気館60名となっております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 特別養護老人ホームですね、実態としては非常に今でも少ない人数の中で多くの利用者を抱えて対応されている、この3つの施設、協定を結んでいただいたのは大変ありがたいことではあるんですけども、元気館でさらにこの避難者60名、さくら園80名、博慈園64名ですか、実際にこうした状況の中で避難者に対応できるというふうにはとても思えないような数ではあるんですが、その辺については、現地とはどのような細かな対応策などを協議しているのかどうか伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 協定の中で、具体的に、例えば博慈園につきましては1階のディールーム、応接室。牛久さくら園につきましては2階の会議室、3階のディールーム、3階の静養室等具体的な調整をしまして、そういった収容人数になっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 場所と人数とそれなりの対応策が必要かと思われるんですが、まだ具体的には協議が進んでいないということでしょうか。その辺については、現時点ではどうなんでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 協定の中に、打ち合わせの中で非常時の準備等で市としましても博慈園、飲料水、井戸水で発電機で対応していただく、食材も150人を1週間分用意していただく、燃料備蓄も発電機分、あと照明等も発電機で対応するというので非常に協力的にそういった協定の内容になっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） それと福祉避難所ですね、そうしますと全体の想定人数なんですが、今お伺いしたのは特養ホームの人数なんですけれども、福祉避難所として全体的にどのような数として想定をしているのかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 収容人数でございますが、ガイドラインで1人2平米から4平米ということで、総合福祉センター、あいている部屋を確認したところ、530名ということで、合わせて734名、最大ということで想定しております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、その第2避難所である各学校における障害者用のトイレの設置について、どのようになっているかということについて伺います。あわせて、学校のバリアフリー化の状況について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 第2次避難所として、牛久市内の各学校における障害者用トイレの設置でございますが、第2避難場所として指定した学校は小学校8校、中学校5校、高等学校3校の16校でございます。

このうち、障害者用トイレが体育館に設置している学校は4校、校舎に設置されている学校は7校です。

また、バリアフリー化の御質問でございますが、16校のうち、体育館の入り口・通路等の

バリアフリー化につきましては、体育館9校、校舎12校で対応済みでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 非常に少ない数であると思います。これは学校関係ですね、早急にやはりそういう視点でもって障害者用トイレ、全ての学校に設置する、体育館には市民が多く避難してくるということを想定した上での、そうした対応策について検討していただきたいと思いますが、学校のほうではどうでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

学校の施設といたしまして、当然そういったものも今後整備の中には入れていきたいというふうに思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 福祉避難所ということでいろいろお伺いをしてまいりましたけれども、これは各福祉関係、交通防災課関係、学校関係、いろんな関係がお互いに協力し合って協議をして、いろいろ何が必要かということも含めて細かく検討し合って進めていかなければ、これは福祉のほうだから、これは災害のほうだからというような感じで庁舎内で考え方が分かれていますとなかなか全体的に進むということにはならないというふうに考えますので、その点についてはぜひとも協力をし合って、協議をして、そういうプロジェクトチームをつくるなりなんなりやっていく必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 議員御指摘のとおり、今後につきましては大災害発生に備え、関係部局と協力を図りまして協議・調整し、具体的な避難計画と対応マニュアルを策定していく必要があると認識しております。さらに、牛久市防災アドバイザーの山村武彦先生のアドバイスを受け、計画的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今の庁舎内の状況を見ていると、何となく非常にお互いに協力をし合って一つのことを進めている、なかなか難しそうな雰囲気を感じるわけなんです、ぜひともそういう災害時の対応ということでは、岡見次長ですか、先頭に立って、ぜひ実現に向かって頑張っていたいただきたいと思います。

それから、次に進みますけれども、駅東西口のバリアフリー化についてです。

東口広場の改修が約6億円をかけて行われて、まだ途中でありますけれども、現時点での使

い勝手はどうか、市民からたくさんの方が寄せられています。また、実際に私も早朝とか通勤時に見ていて、はらはらする場面がなかなか改善されません。お迎えの時間帯に起きていることなどたくさん寄せられていますので、その中から質問をするものです。

何が起きているのかということで一部を紹介しますと、早朝は一般車のレーンとバスレーンと分かれて、一応分かれているわけなんですけれども、どうもその認識がなかなか分かれ、認識上の問題なのかそれともマナーの問題なのかどうということがよくわからない部分もありますが、一般車のレーンに入るべきなんです、一般車のレーンに入らないでバスレーンのほうが近いので、駅に近いのでバスレーンに入る一般車があるということです。マナーが徹底していないといえばそれまでのことではあるんですが、しかし現実には起きていて、バスレーンに進入した一般車に対してバスの運転手がクラクションを鳴らす場面も見ているわけです。そして、一般車の駐停車レーンでおいた人が駅に向かうところに横断歩道があるわけなんですけれども、その横断歩道の上に一般車がとまっているということ、そんなことが起きていまして非常に危険な状況を見聞きしているわけです。

そこで、一般車とバスやタクシーレーンとの明確化について、どのように改善を図っていくのかということについて質問します。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは御質問にお答えいたします。

駅東口ロータリーのバスとタクシー等走行区分の明確化についてでございますが、本件につきましては、秋山議員の御質問の中で牛久市駅東口駅前広場についてということで、そのロータリーについてというところで御回答しておりますとおり、一般車両とバスタクシーの各レーンの案内看板、矢印なども標示をしておりますが、それとともに通行のマナーに関する広報であるとか、場合によっては必要に応じて現場のほうで再度指導等するというところで徹底してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） そういうそうした広報とかそういうことで本当に改善できるのかなという疑問も残るわけなんですけれども、一般車のところに送迎、お迎えの車なんだろうけれども、4台か5台とまってしまうと、そこにもう一般車が入れない状況があるわけなんです。そうした構造上、本当にあれでよかったのかと思えるような状況があるわけなんですけれども、そうしたことについては、どのように考えていらっしゃるのか。現状、そうしたことに対する苦情なりなんなり入っているんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、どのように考えているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 秋山議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、駐車車両につきましては、まあ暫定ではございますけれどもイズミヤの駐車場のほうを、無料でとまっていただけというようなことをやっております、その辺の情報も徹底しながら、まあマナーの向上が第一でございますが、しばらくは見守っていきながら改善につなげたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 次に、きれいになった東口広場の中で段差解消についてなんです、バリアフリーの新法では2センチの段差を取り払うことはできないというようなお話もありましたけれども、実際にその2センチの段差を車椅子が渡って駅に向かうということで介助があったり、その振動が少なくできるような力があれば、それが多少なりとも改善できるのかと思うんですが、車椅子の方がそれだけの力がない場合に、自分でその2センチの段差を乗り越える力というのは非常にきついものがあるわけで、そうしたことで車椅子が通る部分だけでも完全なるバリアフリーにするというようなことは考えられないのかどうかということについて伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

歩道の段差の件でございますが、議員御指摘のとおりバリアフリー新法にのっとって現地のほうも施工しております、道路のバリアフリー整備ガイドラインというものがございまして、それによりまして、関東地方整備局の関東技術事務所のほうでいろんなパターンの歩道をつくりまして、そちらのほうで弱者の方々に使っていただいた検証結果を踏まえて2センチというものが位置づけられております。視覚障害者なども含めた交通弱者全体を見据えた上で、この段差、適当であるということで今整備しておりますので、その辺御理解いただきたいと思ます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 確かに視覚障害者にとっては、それだけの段差があることによって分かれ目というのが認識できることはわかるんですが、その2センチの改善策は要するにないということでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） ないということで、これは断言はできません。と申しますのは、ガイドラインの中にもいろいろ解釈がございますので、とりあえず当面はこの形で、今現在、牛久市として整備しております23号線の歩道の切り下げ等も同様の形になっております。ということで、しばらくはこのまま様子を見させていただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 東京とか、全国各地でそういう2センチの段差を必ずしもつけているのかどうか、よくちょっと全国的な調査をしっかりとさせていただいて、ほんのわずかな部分ですから何らかの改善策があるのではないかというふうを感じるわけなんです、その点ぜひ研究していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） ガイドラインが取りまとめられて、まだ年数たっておりませんし、おいおいそういったものが見直し等々も含めて議論なるかと思いますが、当面今の状態で問題になるということは少ないというふうに考えてございます。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 少ないか多いかで判断されては非常に困るんですけども、ぜひとも研究していただきたいと思います。

それから、西口のほうの障害者用トイレの設置について伺いたいと思います。

西口のトイレ状況については、駅の上のところのパン屋さんの突き当たりにトイレがありますけれども、早朝の7時を過ぎてからそのパン屋さんのところのシャッターが開いて通行できるようになった段階でそのトイレが使用可能になるわけです。それから、イズミヤの外側にあるトイレ、これはよくバスの運転手さんたちが早朝使っていますけれども、これも早朝8時過ぎにならないと鍵があげられないということになっています。

また、障害者用のトイレというのは、一つも西口にはありません。わざわざ東口まで行くことを障害者に求めるのでしょうか。また、状況を見てみましたところ、エスカレーター等の階段の下あたりのスペースとして障害者用トイレができるスペースもありますけれども、そのような点も含めまして、駅の西口に障害者用トイレの設置について検討する考えがあるかどうか。現状と、またその考えについて伺いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは御質問にお答えいたします。

エスカートビルや牛久駅に隣接するJRのテナント内にトイレがございますが、身障者用のトイレもないということで、使用時間も含めて、議員のおっしゃるとおりでございます。身障者の方々、特に車椅子等御利用の方には大変御不便をかけておと思いますが、駅の東口、西口両方にエレベーターがございまして、駅利用時また駅周辺にてトイレが必要な場合につきましては、市で設置・管理しております東口にある身障者用のトイレを使っていただくか、東西口のそれぞれで営業している最寄りのコンビニエンスストア等もございます。ということで、そちらのほうを御利用いただきたいと思います。

現時点におきましては、駅西口に新たなトイレ、特に身障者用のトイレを設置するという具体的な計画ございませんが、今後の状況、例えば駅周辺の施設等の改修であるとか再整備計画等が具体化していくというような段階の中では取り込まれていくものと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ただいまの答弁ですと、必要があったら東口に行きなさい、またコンビニに行きなさいということですね。そのお気持ちはよくわかりましたけれども、ぜひその西口の中で障害者用トイレが必要だという声がありますので、検討をしていただきたい。これは切に要望いたします。

また、西口の中にバスターミナルが2つあるわけなんですけど、1つは駅からおりてきて段差はありません。その先にもう一つ島になっているバスターミナルがあります。2番、5番、そしてかっぱ号などコミュニティバスなどのバス停が島になっています。楕円状のコンクリートの島になっています。そこは15センチから20センチぐらいの段差がしっかりあるわけです。乳母車やステッキカー、車椅子などバスの乗降客が大変苦勞をしています。この点について、バリアフリー化によって段差解消する考えがないかどうか伺います。あそこの島のところを、一部を削れば、かなりなだらかなバリアフリー化が実現するというふうに思われるんですが、その点について、どのように考えているか伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 西口のバスターミナルの段差解消についてお答えいたします。

駅西口のバスターミナルにおきましては、約30年前のエスカートビルを含む再開発事業にて整備されたもので、今となりましては人には余り優しくない構造物となっておりますことは否めない事実でございます。

右肩上がりの経済成長期におきましては、歩車道分離ということで車と歩道、歩行を完全に分けてという発想が主流でございまして、日本中のあちこちで皆さん御存じのとおり昔のパターンの歩道橋ができた経緯がございますが、まさしく本件につきましても同じような流れの中で、当時の東京のベッドタウン牛久でございました玄関口として通勤・通学者等ですので、駅の利用者にとっては安全と利便性が確保されるという発想のもとに今の形でペDESTリアンデッキから枝分かれして、デッキを通じて島のほうにおりていくというようなアクセスの方法で当時としては斬新な発想でできた建物だと思っております。

ということからしますと、あくまでもペDESTリアンデッキを介在しておりていくということから、発想でございますので、道路のほうに渡って、島のほうに乗っていくというようなアクセスは今のところ考えられてございません。という中で今の現状でございます。

ということで、現状の改善をするとすれば、あくまでも当面は金をかけずに運用面で、要は西口、東口両方にエレベーターがあるわけでございますから、その動線を最大限に使って、喫緊な例で申しますと車椅子の方で、エレベーターを使って一番駅に近い歩道側であれば何ら問題なくアクセスできますので、そちらのほうでちゃんとバスに乗れるような配慮をするということで、今の運行形態を見ましても一番利用者の多いバス路線が、一番駅に近いところがございます。

ただ、かっぱ号のバス停だけは議員御指摘のとおり真ん中のバス停でございますので、場合によっては一番駅側のほうにシフトをして、なるべく不便をおかけしないような運用面での工夫をしていくことは必要だと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 今のお話をお伺いしますと、駅の近いところにバス停、確かにありますよね。そこに今現時点で島のほうで使っている2番、5番、そしてかっぱ号、そのバス停を入れ込むということでしょうかね。それは今でも見ていて大変バス、バス停大変な状況の中で、そこにタクシーもあるわけで、そこに2つ、3つもバスの停留所を入れ込むということになるのかどうか。ちょっと考えられないんですが、その点について伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

まだ個別具体的に検討しているわけではございませんが、基本的にはエレベーターの動線を使うということからすれば、何らかの工夫をしながら、今の現状を改善する必要があるれば、今の動線を若干、歩道側、従来延長延ばしたりしながら工夫をして、特に車椅子の方の通行に対して、バスの利用に対して問題ないような配慮をするということできしかないと考えております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） ちょっと考えられないというか、また逆に大変な面が起きてしまうのではないかなというぐらいの状況としか私、素人判断では思えないわけですが、ぜひ危険のないような形で、絶対島を崩すことはできないという考えのものと発想みたいに思えるわけなんですけれども、島自体に対しても、もっと柔軟に対応できるのではないかなというふうに思うんですが、それはここでやり合ってもしょうがなさそうなので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後、誰もが住みやすいまちづくりということで、今回バリアフリーの問題やら福祉避難所の問題など等々取り上げてきたわけなんですけれども、ぜひ市内各所のバリアフリー化、今回の質問の中でも多くの方がそういう問題について取り上げてきておりますので、障害者にとっ

て暮らしやすいまちづくりというのは健常者にとってももちろん暮らしやすい町になることでありますので、そうした点について、ぜひとも積極的にチームをつくって検討して改修するなり市全体のまちづくりということで見直しを図っていただきたいと思いますが、その点については、市長は寝ておられるようですので、どなたか答弁されればしていただきたいと思います。嫌だと言ってます、市長は。

○議長（市川圭一君） 答弁求めているわけですね。（「はい」「答弁求めてんの」「求めていますよ」の声あり）求めているわけですね。（「はい」の声あり）市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 障害者に優しいまちづくりということではなくて、今は高齢者も健常者も、いずれ年くえば障害者と同じように、非常に既存の、元気な若い人たち中心のまちづくりであったときと違って段差解消等しなくちゃなりませんので、それを全部それだけやれていくことはできません。

なぜかという、そういう歩道やら道路やら、次長が申しておりますように、全体の整備をしていく中で一つ一つ、その現場現場をバリアフリー化をしていくという形でなければ、バリアフリー化を優先ってわけにはいかないんですね。全体を直さなくちゃなりませんので。

ですから、鈴木議員におかれましても、東口の整備等において反対反対ではなくて、そういう中においても全体のトイレ等も含めたバリアフリー化を含めた中での整備をしているわけでございますので、西口等においても、次長が申すように、今の一部だけ直せば全部直ったわけじゃございませんので、東口の整備が終われば西口、また西側地域全体の整備の中において駅の西口地域の全体整備というものもこれから視野に入ってまいりますので、そういう中においてバリアフリー化、そういうものも重要な検討課題の一つということになって、まちづくりの中にそういう位置づけはされていくだろうと思っております。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 市長、答弁いただきましてありがとうございます。また全然その答弁はしないというふうに手を振っておられたので、しないのかと思っていましてら答弁していただきました。

しかし、私たちが選挙戦の中でいろんな方たちから声をいただくということは、今暮らしているところで暮らしやすい町にしてほしいということが皆さん切実な願いとして寄せられているわけで、ある一定部分の大きな改修なり開発をしなければ、それはバリアフリー化はできませんよというような答えを市民に言ったら、市民は何とおっしゃるでしょうか。やはりそういう問題なんですね。だから日常、私たちが既に過去何十年か前につくられた開発の中での変えられない部分を抱えながら今生きているわけなんですけれども、やはりその中でも改善できる部分については改善してほしいというのが市民の切実な願いでありますので、その点を執行部

の皆さん、ぜひ心に受けとめていただいて今後の中で生かしていただきたいというふうに思います。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時40分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄でございます。通告順に従いまして質問をいたします。

さきの市議選では皆さんの御支援により再度議会に送っていただきました。心からお礼を申し上げますとともに、選挙戦で皆さんから寄せられた御意見、御要望を取り上げ、質問をします。まずは、期日前投票についてであります。

期日前投票は投票率をアップさせるために大変有効な手段だとは思いますが、その管理方法に疑問が残ります。今回の市議選や県議選、総選挙などの期日前投票は、大変その数が多くなってきております。その中で、ある有権者から問い合わせがありました。期日前投票の投票箱の管理はどうなっているのか、私たちには明確に知らされていない、まさか不正はないと思うが、それらも考えられるとのことであります。投票箱の管理はどうなっているのか、期日前投票の投票所の数、そしてまた投票所の数と投票率、また投票数などについて、まずはお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） お答えいたします。

まず、期日前の投票所の数でございますけれども、4カ所でございます。

投票率でございますが、ちょっと今資料探しておりますので、ちょっとお待ちください。今回の市議会議員選挙におきましては13.03%でございます。以上となります。（「投票箱の管理」の声あり）

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 投票箱の管理でございますけれども、石原議員の御質問にお答え

したとおりとなっております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 石原議員、同僚議員に答弁されたときの内容は私も知っておりますが、具体的な保管場所ですね。その管理です。投票終了後、通常は約12時間、また最終日の土曜日なら約開票まで24時間の空白期間があるわけです。この管理、保管場所、そして管理はどうなっているのかということ、具体的にお願いします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず、保管場所でございますけれども、期日前投票終了いたしますと、それぞれの投票所から市役所のほうに選管の事務局員が運びます。その運んだ投票箱と残票、そういったものを市役所の鍵のかかる部屋に入れまして鍵をかけます。その部屋自体は警備会社のほうで警備をしているというような状況でございます。以上となります。（「土曜日と通常の日の話を……」の声あり）

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 土曜日、通常、土曜日とか日曜日、やはり期日前投票に入っている場合は同じような扱いになりますし、今回の場合ですと土曜・日曜は期日前投票入っていないかと思っておりますので、通常の勤務時間内での先ほどの対応となっております。

もし、万が一なんですけれども、もし休日にかかっている場合には、そのまま鍵がかかれた部屋で警備された中に保管されているという状況でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） もう少し具体的に答弁お願いしたいんですが、月曜日から金曜日までも同じ状況なのか。4カ所から全て市役所のほうに運ぶのか。また、これ誰が運ぶのか。そして、また土曜日についても、これは24時間の態勢になるわけで、通常、例えば土曜日等については、警備の方は役所の中回っているの見たことないんですが、どのような警備をされているのかちょっと理解できないんですが、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 月曜日から金曜日のこの管理でございますけれども、先ほど言いました4カ所、まず4カ所期日前投票所はございます。その4カ所から選挙管理委員会事務局の者が引き上げて、市役所、これは具体的に言いますと保健センターのほうですけれども、その保健センターのほうの鍵のかかる部屋に保管しまして……（発言あり）そうですね、24時間警備、休みの場合は24時間警備がなっておりますので、その警備の中にあるということでございます。ふだんの場合ですと、当然投票が終わった後、ずっと次の朝まで警備がなされている部屋、休みのときですと24時間警備がされている部屋に保管されているということで

ございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 警備というと誰か常駐されているんですか。その点ちょっと確認をお願いいたします。

それと、当日投票も含めて、投票用紙の枚数というのは何枚印刷をされているのか。有権者分になるのか。それとも十分、数えられていないのかどうか。それらを含めて、投票用紙の枚数は何枚か。それと、期日前投票については、1カ所当たり何枚配布をされているのか、そしてまたその決められたことはあるのかどうか、この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務課長糸賀 修君。

○総務課長（糸賀 修君） 利根川議員の御質問にお答えします。

まず投票用紙の数でございますが、基本的には有権者の数は全て刷っております。また、1カ所当たり投票所に配布している投票用紙ですが、有権者の70%もしくは80%、投票所のほうに配布している状況でございます。もしも足らなければ追加して、選挙管理委員会からお持ちするという形になってございます。以上です。（「期日前投票所」の声あり）

○議長（市川圭一君） 総務課長糸賀 修君。

○総務課長（糸賀 修君） 期日前投票所の投票用紙でございますが、まず初日の場合は、どの投票所についても500枚配布してございます。ただ、投票、期日前投票所が、だんだん投票日当日に近づきますと投票者数がふえますので、それが日に1,000枚、もしかそれでも足らなければ期日前投票所の途中で投票用紙を送致するという形をとってございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） それでは期日前投票は、毎日投票は、これは投票者はチェックするからわかりますけれども、投票用紙の枚数と残枚数、これのチェックはされているのかどうかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 期日前投票の残枚数でございますけれども、まず期日前投票所において投票総数と残、白票ですね、残投票用紙を確認します。それを、先ほど申しましたように選挙管理委員会の職員がこちらに引き上げてきて、その際にも投票者数と残枚数、この枚数については計数器できちんと数えて確認しております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 投票、開票所では、期日前投票も含めて開票するわけですが、当日投票とまぜることなく、期日前投票のみの開票、まあ開票所は同じ場所でも構わないとは思

うんですが、別々にすべきではないかというふうに思うんですが、ということは、期日前投票やった数が、その当日ではっきりわからないわけですね。開票した段階で。それをわかるようにするためには、期日前投票と当日投票を分けるべきじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） ただいまの御質問でございますけれども、公職選挙法のほうに当日の投票と期日前投票を混同して開票しなさいという規定がございます。要するに期日前投票だけの開票、あるいは当日投票の開票ということは禁止されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 選挙終了後の投票箱の管理、そしてまたこれ鍵が2つついているわけですね。これ公選法で決まっていますけれども、この管理はどういう形でなっているのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） お答えいたします。

鍵でございますけれども、投票箱を購入いたしますと附属の鍵がついてまいります。その鍵、まず投票が終わりますと最初に、期日前投票の一番最初の日、投票管理者、あと投票立会人、あと1番目に投票に来た方に中が空であることを確認していただいて、2つ鍵を閉めます。その2つ鍵を署名と印鑑をして、割りをして選管のほうで各保管しておきます。投票の用紙の投入口、それにつきましては鍵をかけますと、以降投票できなくなりますので、それはふたをしておくということで保管しております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 鍵はまあ2つということで、その管理ですね、今ちょっとはっきりわからなかったんですが、その鍵自体を選挙ごと取りかえているのかどうか。というのは、選挙がない間に誰かが合い鍵をつくるということも考えられるわけですね。その点について、鍵の保管というものはどうなっているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 鍵でございますが、鍵は多数ございます。投票箱の数に限らず多数ございまして、その鍵自体はきちんと鍵のかかる場所、なおかつ市役所ですけれども、市役所の中に保管しております。ですので、その鍵の偽造ということはその幾つもある鍵の中からその都度その都度選挙ごとに取り出して、その投票箱に附属させますので、あり得ないと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） これまでいろいろ質問してきましたが、期日前投票について、明確な公選法上の決まりは私は見た限りないというふうに思うんですが、公選法上の期日前投票の細かな規則とかというものはあるのでしょうか、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） お答えいたします。

通常の投票、投票日当日の投票、それを準用する形できちんと公職選挙法あるいは公職選挙法の施行令に期日前投票の仕方あるいは投票箱の保管の仕方が規定されております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうすると、期日前投票については公選法上明確な決まりがないというふうに判断をするわけでありますので、この中で不正は絶対あり得ないということはないと。先ほど言いました、例えば合鍵をつくり、特定候補のに入れかえるというようなことも考えられる、これは100%ないとは言えないわけです。こういうことを明確に公選法上に決めていない限り、有権者は期日前投票についてどのような決まりがあるのかというふうな形で聞いてくるわけですよ。ですから、その点についてははっきりとすべきだというふうに思います。この点について、不正は絶対あり得ないと言い切れるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 先ほど答弁しましたとおり、期日前投票についての規定は公職選挙法上も公職選挙法の施行令上も規定されております。その100%、それでなかつ100%不正が行われないかでございますが、それは選挙管理委員会としては、そういう不正が行われないようにということで最善の注意を払って選挙を執行しておりますので。ただ、可能性としての議論であれば、何に、全てにおいてそうだと思いますけれども、可能性としてはあると。絶対ないということはいえない。ですけれども、そうならないように最善の注意を払っているということでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私が言っているのは、当日投票と期日前投票というのは約1週間時間があって、その間に誰もいないところに投票箱が置いてあるわけですよ。それに対する公選法上の決まりはないでしょう。あるんですか。お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 公選法上、その場所の規定はございません。ただ、投票管理者あるいは選挙管理委員会が責任を持って保管する、これはうたわれておりますので、これはそのようにして、また先ほどちょっと申し上げましたが、保健センターのほう、これは機械警備と

なっておりますが、本市庁舎のほうにはきちんと警備員が常駐しておりますので、その連携によりまして対応できると考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 開票日当日、投票用紙を何枚印刷して、そしてまた何枚残ったのか、また期日前投票についても何枚使用されて何枚残ったのかというようなことは、これ一切報告はされてないわけであって、これも公選法上は決められていないですよ。しかし、これについても、やはりある程度の疑問が残るといふ人もおられます。したがって、これを開票日に報告する必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） お答えいたします。

まず、投票日当日の票の管理でございますけれども、投票が終了なりますと、各投票所の職務代理者の方が投票総数と残票、これ確認いたします。その確認に基づいて投票管理者に報告して、投票管理者が確認をして、間違いないことを確認します。その後、開票所のほうにその投票箱が送られてきます。開票所のほうにおいて、その報告書があるんですけども、その報告書を確認するというので、その後開票になっていくというような状況でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 投票用紙の枚数は開票所で報告しているのかどうかということを知りたいんです。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでその結果でございますけれども、確認した結果でございますけれども、最終的には開票録に載ってきます。載ってくるころでは、持ち帰りということもたまに二、三票だったり5票だったりあるわけでございますが、それが投票が合わないもの、要するに白票と、失礼しました。まだ投票されていない票と、あと今までのその日に当日に投票されたもの、期日前投票されたもの、不在者投票されたものの合計で刷ったものとの差、それが持ち帰りというような形で数字であらわれてきております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） その持ち帰りの票というのは各投票所ごとに示されていないということで、どこで、どこの投票所で持ち帰ったか、それらもやはり明確に報告すべきではないかと。確かに最終的には持ち帰りという票が何票かあります。この点について再度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 各投票所におきましての投票でございますけれども、投票管理

者、投票立会人、それから事務執行者等々が、そういう持ち帰り等が発生しないということで投票者の方々を見ておるわけでございますけれども、残念ながらそういった部分を逃れて、先ほどの結果として持ち帰りという票が発生してしまうというようなことが起きているのは事実でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 各投票所ごとの持ち帰り票というのは、選挙管理委員会等で明確につかんでいるのかどうか。これが明確にならないということは、実際には最終的に総計をして、2票足らない3票足らないというときに持ち帰り票にしてしまうと、そのようなことも日本全国のほかの選挙管理委員会ではやっているというふうに聞いているんですよね。ですから、各投票所ごと、持ち帰り票というのは明確にすべきだろうと。そしてそれなりに報告すべきだろうと。その点についてお尋ねします

○議長（市川圭一君） 総務課長糸賀 修君。

○総務課長（糸賀 修君） それでは、御質問にお答えします。

各投票所ごとの持ち帰り票ということでございますけれども、実際投票用紙のほうはお配りされていますので、実際は投票用紙の報告書ということでは各投票所の配布枚数は一致してございます。ですので、各投票所ごとの持ち帰り票というのはつかんでございません。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 投票立会人という方は何のためにいるのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 投票立会人でございますけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、そういった不正な投票あるいは投票用紙を、その中で特に今問題になっております投票せずに持ち帰ってしまうといったことがないようにということで、常時各監視、言葉的にはあれですけども、監視しているような形をとっての役割ということでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうすると、各投票所では持ち帰りがあったかどうか明確になってないというのが現状ですか。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、制度上その持ち帰りがあったか、要するに皆さんが立会人の方、管理者の方が目で見えてそういうものがあれば当然指摘して、その場で訂正なると思うんですけども、それが気づかなかったと。そういった中で、その数を最終的に確認しますには投票された投票箱をあけて中身を見なくてはならないという

事態が発生するかと思えます。そういうことは絶対的にできないということですので、究極でございますけれども、確認は、その投票所ごとの最終確認は不可能な部分があるということでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） なぜ私がこういうことを言うかということ、ことしの地方選挙で、ほかの自治体の選挙で、1票で当落がひっくり返ったわけですよね。それが案分にして0.6票ですか、これ非常にやっぱり有権者にしてみれば、今回牛久の場合はありませんでしたが、非常に気になる場所なんですよ。したがって、先ほど言いました当日投票と期日前投票を分ければ、その点についてはある程度明確になると思えます。

さらに、先ほど部長のほうから答弁ありました投票立会人の問題についても、やはり持ち帰ったかどうかというのは、確かに隠しながらやったらわからないとは思いますが、大体投票する人って、こうやってやりますよね。やらない人はそのままポケットに入れて持っていくんじゃないですか。だから、その投票立会人自体は持ち帰りという票について意識をしてない。また、選挙管理委員会のほうから、そのような指示はされていないんじゃないかというふうに思うんですが、その点について。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） お答えいたします。

先ほど利根川議員さんがおっしゃったような状況等を選挙管理委員会としても把握しております、今回通常でございます、通常も行っておりますけれども、特にそういった研修会的な立会人の方に対する説明会、そういったものを特に開催しまして理解していただいているところでございます。

なおかつ、今回は投票立会人の配置ですね、通常投票管理者、その後に投票立会人3名ということがあったわけでございますけれども、それをやめまして、分散させて目が行き届くような形の投票所の体系をとっております。今回は持ち帰りは、それで一応発生は、たしか二、三票だったと思えますけれども、そういった中であっても発生してしまったというような状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今回の期日前投票で、私余り期日前投票やったことないんであれなんですけれども、場所が変わったりなんかするんですが、牛久、役所のほうでは保健センターだったのでしょうか、それをちょっと確認したいと思うんですが、それと、毎日役所のほうに投票箱を持ってくるということ、その中で何らかのここに来るまでの事故があった場合、交通事故を含めて、例えば交通事故ならば、その処理に時間がかかるわけです。そうしますと

投票箱を離れる可能性も十分考えられますし、その対処というものは選挙管理委員会のほうではどのように考えているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 期日前投票の場所でございますけれども、市役所は保健センターでございます。あとリフレと駅東口、それと生涯学習センター、この4カ所でございます。

先ほど、私、持ち帰り、本年度、差が前回の市議会選挙3票と申し上げましたが、1票でございます。申しわけございませんでした。

それと、毎日持って帰ってくることによっての危険性ということでございますけれども、確かにその危険はゼロというわけではございません。日常生活している限りにおいては、危険性は必ず伴っておりますと思いますけれども、そのより票の安全性、要するに先ほど来利根川議員さんがおっしゃっていますように、不正等が行われないようにということ考えた場合には、市役所での、それぞれの期日前投票所ではなくて市役所で鍵がかかる、ましてや常勤の警備員さんがいるところでの保管のほうが優先されるのではないかとということで、市役所のほうに集めて保管している状況となっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） このような、期日前投票等含めて不正はもう絶対あり得ないというのは、それは私らもそれはそれなりに理解しておりますが、有権者の中には投票箱が誰もいないところに置いてあるということ自体、疑問に思う方もおられるわけであって質問してきたわけであります。

もし、仮に何かあった場合、特に期日前投票の場合においては、何らかの事故があった場合は誰が責任をとるのかという問題。これは選挙ですから、全部選挙管理委員会の委員長が責任をとるのかというふうには思うんですが、ただ期日前投票、そしてまた夜間の投票箱の移動等の問題について、選管委員長がどこまで責任をとるのかという問題についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） そういったことがないように最善の注意を払って選挙等執行しているのは御理解いただけるかと思いますけど、万が一そういったものが発生した場合、誰が責任をとるのかということでございますけれども、当然選挙管理委員会の委員長、その選挙選挙で選挙長あるいは開票所、ここが開票組んだといえれば開票管理者の立場にある者が最終的な責任をとると。でも、それぞれの立場において、事務局長なり事務局職員なりを、それぞれの立場で責任をとっていく、立場での責任をとっていくということにはなろうかと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 期日前投票の投票方法なのですが、投票用紙が郵送で送られてきます。期日前投票やる場合は、その裏にいろいろ○をつけて持っていくということなのですが、障害を持っている方が車椅子で行った場合に、その期日前投票の場所の職員の対応が非常に悪いと。威圧的な言い方をするというような形で私どものほうに苦情が来ました。この点について、どうなのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 期日前投票所の職員の対応ということでございますけれども、先ほど来といいますか、先ほど御答弁申し上げましたように、今回の事故等を受けて改めて投票管理者、あるいは立会人の方、あるいは事務を担当している方に周知、そういった不正が起きないように注意をするということの研修を行ったと同時に投票者の方々に対しまして挨拶をするということ、あるいは声をかけていくということ、あるいは受け付けの確認徹底等行っていくということを周知徹底、今までもその都度やっていたんですけども、特に今回はいろんなことが起きて、他団体におきましても起きておりますので、特に今回はその注意喚起をしたところでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） その方に言わせると、高圧的な、何で来たんだみたいな言い方されたら、次から投票行きたくなくなっちゃいますよね。これ。障害を持ってそれなりに大変な思いして投票所に期日前投票に行っているわけであって、そこの辺のところを徹底していただきたいと。当然、優しく対応してもらいたいと思うんですが、そのようなことを徹底させていただきたいと。

それと、期日前投票4カ所ということなのですが、私どものほうにまた寄せられているのが、遠いと。自分の家の近くに投票所つくれというのはなかなか難しいとは思いますが、障害を持っている方が遠いというふうな判断をされた場合について、市のほうとして、それなりの対応をとることができないかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず、障害のある方の投票でございますけれども、それぞれ障害の程度にはよりますけれども、郵便による投票、まあ公職選挙法上、不在者投票という形で一くくりになっておりますけれども、郵便による投票あるいは要するに自宅で郵便による投票、あるいは、もし出張等なさっている場合にはその出張先での投票、これは事前に選挙長等の許可を得る必要がございますけれども、そういったものがまず公職選挙法上予定されております。

なおかつ、そうではなくて投票、期日前投票所等に付き添っていくというような形ということであれば、それはそれぞれの福祉のほうの制度、先ほど来質問も出ておりましたけれども、移送サービス等のほうでの対応ということで、特に選挙管理委員会がその方を迎えに行くというようなことは予定しておりません。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうすると、障害がある方で場所が遠いという方については、不在者投票をしろということというふうに受け取ったんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） これは、当然、投票ですので投票者の方の任意によりますけれども、そういった選択肢があるということでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 選択肢は、それはわかりますよ。市のほうとして、選挙管理委員会のほうとして、障害がある方で行くのが大変だという方には、じゃ不在者投票しろということなのかどうかということを開いているんです。

○議長（市川圭一君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 障害者の方に限りませんが、選挙当日あるいは不在者投票期間、失礼しました。期日前投票所の間に投票所に行くか、あるいは今申しあげましたように不在者投票をしていただくか、あるいは今福祉のほうであるサービス、そういったものを利用して期日前あるいは投票日当日に投票をしていただきたいということでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） それでは、次の質問に移ります。地域公共交通の問題についてであります。この問題についても、今回の選挙で数多くの市民の方から寄せられたものであります。

いわゆる交通弱者対策、2012年3月に地域公共交通総合計画が出されました。この計画期間は2012年度から2021年度まで10年間とされております。今年度で4年目となります。2009年9月議会において、買い物難民、交通弱者対策という問題を一般質問で提起してから6年がたちました。外出、買い物などしたいけど交通手段がない、病院などいつも家族の送迎で申しわけない、好きなときに出られることができない、かっぱ号や福祉バスでは時間が限られているので不便、今のところにずっと住みたいなど、たくさんの御意見を寄せられております。誰でもいつまでも住み続けられるまちづくりの基本の一つに交通弱者対策があると思います。これまでいろいろな取り組みをしてきたと思いますが、これまでの取り組み、

現状と今後の課題について、まずお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成24年の3月に策定いたしております牛久市地域公共交通総合連携計画の中で、重点プロジェクトというふうに位置づけられているものが5つございます。これにつきましては、短・中・長期ということで3年・5年・10年というスパンを分けまして、3年で達成するものということを前提に重点目標5つを掲げております。

現時点での進捗状況でございますが、5つのうち4つ一応ほぼ実施ということで、残りの1つについては、まだ検討中ということでございます。

中身について申し上げますと、まず5つの重点プロジェクトでございますが、まず1番目、かっぱ号の再編、2番目、通勤・通学者に対応したバスの新設、3番目、地域主体の輸送サービスの導入及び支援制度の実施、4番、奥野地区の公共交通システムの維持改善、5番、公共交通情報窓口の設置、以上5点でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたとおり重点プロジェクトということで、3年ということで期限を切ってやろうというプロジェクトでございました。先ほど申しましたとおり、5つのうち4つは実施済みでございまして、それぞれ順番にくどくなりますが、お話をします。

まず、最初に申したかっぱ号の再編、1番目ですね、あと2番目の通勤・通学者に対応したバスの新設ということにつきましては、平成25年の4月に大幅な改編等通勤ダイヤの導入を行いまして、平成25年度の乗車人員の数が前年度比の5万8,000人増、30.7%になるんですが、利用者の数がふえております。平成26年度には、前年度比2万5,000人増で10%の増ということで、皆様に大きく、利用成果を上げているということでございます。

次に、3番目はちょっと飛ばしますが、4番目に申しあげました奥野地区の公共交通システムの維持・改善でございますが、これにつきましては平成26年の8月から市外2カ所への医療機関への運行範囲を拡大いたしまして、地域の皆様の希望になるべく沿う形で今運行はされている状況でございます。

最後に実現しました5番目としましては、公共交通情報窓口の設置ということで、これは昨年の11月に、いろんな情報を総合的に網羅しましたパンフレットみたいなものを作成して配布しているということでございます。

唯一まだ達成途上でございます3番目に申しあげました地域主体の輸送サービスの導入及び支援制度の実施ということにつきましては、これはいわゆるデマンド型の交通を意識しております、これについてまだまだ検討の余地等ございますが、今年度中にいろいろ検討を重ね

て、なるべく来年度には実施の方向で迎えるように、今、鋭意、本年度過ごしているつもりで  
ございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） まあいろいろ取り組み等報告いただいたんですが、この交通弱者対策、先ほど言いましたいつまでも住み続けられるまちづくりの基本の一つだと。現状がどう捉えられているかというのが今の報告では明確に伝わってきませんでした。例えば、一番西側にあるつつじが丘、一番東にある奥原、真ん中にある、まあ大体小坂団地なり岡見、こういったところの交通弱者対策というものはそれぞれ需要が違うはずですね。この4年間でそれらの現状を、各地域ごとの現状というのをどの程度捉えられたのかお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

個別具体的話については、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、後ほど必要であればお答えしたいと思います。基本的に大きなくくりで申しますと、今実施している公共交通サービスの中におきまして全ての要素が取り込まれるということで、議員御指摘の交通弱者の方々も含めて、いろんなパターンがございます。その方のトリップのオーディと申しますか、どちらからどこに行きたいのか、いつ行きたいのかという話がございますので、最終的な形で御期待に添える交通手段としてはやっぱりデマンド型にならざるを得ないと思いますが、デマンド型といいましてもいろんな問題が多々ございまして、一概にすぐ導入ということも難しい状況ではございます。

ただ、先ほども申しましたように、デマンド型ということについては避けては通れない理想形だと思いますので、そちらについて鋭意検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 経済産業省では「買い物弱者応援マニュアル」第3版、これ今年度出したもので、これは当然検討していると思うんですが、このマニュアルを検討しているかどうかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えします。

当協議会と申しますか、公共交通の場で今おっしゃったような話を直接的に議論しておりませんが、別途関係のほうではやっているということで聞いております。（「何言ってるかわかんないんですけど。議長」の声あり）

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） もう一度言いますね。経済産業省で出している「買い物弱者応

援マニュアル」第3版というのは、ことし4月出ていますね。2版・3版、1版・2版・3版というふうに出ているわけですが、こういったものについて当然、計画の中で検討すべきだと思うんですが、その点について再度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今現在検討している中では直接それを取り上げて議論しておりませんので、社協等のほうでやっているという情報がございますから、そちらのほうとも連携をとりながらやっていきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 入手していない、検討していないというふうに受け取っていいわけですね。いろいろなことをやってきた中で、こういった国のほうから出されているもの、買い物弱者、いろいろな方策を出しております。これらを検討していないという、まあこれから検討するんでしょうけど、これらもなるべく早く、こういったものは取り寄せて検討、担当課で検討すべきだと思います。

それと、「デマンド型交通の手引」というパンフレット、これは国土交通省の中部運輸局が発行しているものですが、これも取り寄せて検討しているかどうかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今おっしゃったやつについても、取り寄せて検討してまいります。今時点では扱っておりません。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 検討していないというふうに、ここにですね、議長、ちょっといいですか、こういう交通手引というのがあるんですが、これで、一番最初に出ているのが何かというと、序章ということで「デマンド型交通を導入する前に」ということで、導入する前にどういうことを検討したらいいかというものが、各市町村の、状況を、情報を集めて、それで検討して、導入する前にどういうことを検討すればいいかということが出ているんですよ。こういったものを取り寄せないで、来年度からデマンド交通検討したいということが言えるんですか。この点についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今年度も議論の中で重ねていくんですが、周辺の状況といたしまして、直接今の議員の回答になるかわかりませんが、周辺の状況でありますとか、フリーストップでありますとか、考えられるものの現状なり、そういったものを情報収集しております、御指摘の資料につきましても、今回それを取り込みながら今年度で検討してまいりたいと思います。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 来年度から導入しようと考えている中で、もう1年もないわけですよ。この中でやっぱり一番言われているのが1人当たりの運送コストが割高になるということですよ。それと需要拡大が費用負担の増大になるということ、予約という仕組みがなじまないという場合もあるというふうに言われています。利用されていないという問題点も指摘されております。

これらの問題をいかに解決するかという資料収集なり、そしてまた先ほど言いました各牛久市内の地域の実情というものをしっかりつかんでやらないと、来年度からなんてできるわけがないです。やったとしたってうまくいくというふうには限らないですよ。導入前のことに書かれております。

その次に書かれているのは運行方式ですね。どういう運行方式があるかという問題も指摘されております。例えば路線バスみたいにとまっていくようなデマンドタクシーなり、または停留所が幾つかあって、予約等があればそこだけ回って、予約ないところは回らないとか、いろいろデマンドタクシーの運行方法があるんですよ。

そして、このデマンド型の交通導入検討に当たって、何をしなければならないのかという問題も書かれております。そして、地域の、先ほど言いました地域に即したデマンド型交通を運行するためという研究もなされて、その資料も出されております。

建設部次長は国土交通省出身だと思うんですが、あなたがいたところじゃないかと思うんですが、そういったものも含めて、デマンド交通を簡単にやろうというような問題については、本当にできるのか。今聞いた限り、担当課のほうでは、担当としてはそれらの問題について十分検討されていないというふうに考えざるを得ないとしか今の答弁では思えないんです。その点について再度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 引き続き今年度、可能な限りの検討をいたしまして、まあいきなり100点を取れるようなシステムになると思いませんけども、とりあえずやってみるという姿勢で、何らかの形で実現できるようにしたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） とりあえずやってみるということで、じゃ、交通事業者との連携はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） その辺につきましては、まだ今年度検討して決まっていくものと思われま。まだいまだ具体的なものはございません。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） じゃ、このデマンドタクシーというのは牛久市が全面的にやるんですか。交通事業者との連携がなければ、このデマンド型タクシーってのはできないんじゃないですか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） お答えいたします。

当然のごとく、民間事業者の方等との御協力がなければ成り立たないシステムでございます。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） これまで会議をやられてきていると思うんですが、事業者を含め、市のほうが出席を要請している事業者は全て参加をしておりますか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 委員をお願いしている機関につきましては、基本的に全ての機関で出ていただいております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 最後に1点だけお尋ねします。

なかなか今、地域公共交通の充実という問題については、私どものほうとして、今の答弁の中では基本的にはほとんど進んでいないというふうにはしか受け取れない。

まず、牛久市の地域公共交通どうするのかという問題含めると、牛久市の交通基本計画というものをまずつくる必要があるんじゃないかと。そして、また市独自の交通基本条例制定ですね、これは私が2009年当時に何度か一般質問してきた中でずっと取り上げてきた問題であります。しかし、これは後日検討するということで終わっているわけですね。

これを含めて、やはり牛久市の地域公共交通どのようなものにしていくのか、基本計画というものをまず明確にすると。総合計画としては出ていますけれど、基本計画を明確にすることも含め、交通基本条例の制定等含め、今約4年ほどたちますけれど、議題として上ったことありますか。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 今お話にございました交通基本条例等々につきましては、御提案いただいている経緯があるものの、内部では引き続きの検討はされてない状況でございます。

ただし、大きな方針の中で方向は示されておりまして、アクションプログラムにつながる新しい実施計画等策定して進んでいるというプロセスは見ております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 地域公共交通総合計画ができたときに、私が質問して当時の部長が答弁したのは、交通基本条例については、この会議の中で検討していくという答弁をされているわけですね。今の話を聞くと全くされていないということ。今後、まあ今からやっていないものをやれつつもしようがないんで、今後は、当然私は10年の、あと6年ですか、の間には検討し、発表しなきゃならないと思うんですが、その点について再度、交通基本条例についてお尋ねします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 済みません。過去の経緯も踏まえまして、もう一回ちょっと検討させてください。

○議長（市川圭一君） 副市長野口 憲君。

○副市長（野口 憲君） 利根川議員から地域公共交通、デマンドタクシーの話もございました。基本計画についても今後、公共会議の中で議論していきたいと思います。また、デマンドタクシーはなかなか利根川議員が言うほど易しいものではありません。ちょっと時間がかかります。だから検討は今後もしていきます。ということで、よろしくお願いします。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 私、デマンドタクシー簡単にできるなんて言っていないですよ。こういうマニュアル見ながら検討やったって1年ではできないでしょうつつてんですよ。そんなことをちゃんとね、私の質問聞いててくださいよ。それで質問の内容ねじ曲げないでいただきたい。

私は、その2009年当時から、この質問を取り上げていた内容の一つの中に、今担当課、都市計画課ですか、これ1つの課では足りないだろうと、何人かが兼任してやっているわけですよ。ですから、地域交通体系の独自の課をつくって集中的にやらなければ、この問題というものは十分計画が進まないだろうということを何度も議会の中で主張はしてきているんです。それが全く変わらない、そしてまた交通基本計画も交通基本条例も検討されていない、デマンドタクシーについてもはっきりよくわからない、4年たってですね。これではこの先どうなっていくかというのがほとんどわからないわけですよ。検討します検討しますって、いつまで検討するんですか。10年間検討して終わりですか。もっと明確に、その点については答弁を願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員にお答え申し上げますが、牛久の公共交通の関係につきましては、御存じのように牛久市地域公共交通総合連携計画というものを作成しております。

その中の重点プロジェクトをさまざま実施しているわけでありますが、基本的に牛久市の公共交通のありようについては、牛久市地域公共交通会議、この構成されている委員の方々は筑波大学だっけ。「そうです」の声あり）筑波大学の教授を初め、運輸省、旧運輸省絡みですか、そういう交通の規制している国土交通省の関係、それから茨城県、その他警察、それから福祉関係も含めて、障害者団体関係も全部入ってございまして、そういうこの牛久市の地域公共交通会議というところで基本的な牛久市の公共交通のありようについては検討しているわけであります。

そして、その中の基本的には今かっぱ号ということでコミュニティバスが走っておりますが、それを中心としながらコミュニティバスでカバーすることが非常に不合理な部分については、奥野地区と、そのほか福祉関係のほうのさまざまな制度を利用して、今、牛久市は公共交通に関しては他の市町村よりも先進的に動いてきているわけでありまして、長田議員にも答弁してございますが、この四、五年含めてでも、この公共交通での利用者数というのは大幅にふえているわけであります。1年間においても、今現在で年間で、長田議員に申し上げたのが、26年度において利用者数が27万2,460人ということで、25年度と比べても2万5,000人近く利用者数がふえるという形で、牛久市の公共交通の整備については、それぞれの市民の方の要望をよく捉え、そして今はバスというものを中心としながら各地域の先ほどの交通弱者の方の吸い上げ、あと地域の特性を踏まえた巡回バス等含めた公共交通の整備を進めてきているわけでありまして、何か基本計画も何も全然つくっていないとか、やっていないとかという、そういうレベルではないんじゃないかと。市の公共交通に対する実際上の市の努力というものは評価されてしかるべきものだというふうに私は認識しております。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 担当課に1点だけ、奥原開拓のほうの人たちは、この公共交通の問題、交通弱者の問題、どのように言っているか、意見でも把握していますか。

○議長（市川圭一君） 答弁を求めます。（発言あり）

利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 先ほどからの議論の中で、地域的な意見というものを捉えられていないというものがあ程度理解できます。

それと、市長は今いろいろ言いましたけれども、国土交通省から出ている地域公共交通の中で、PDFで出ているわけですがけれども、出ているのが竜ヶ崎、つくば、土浦、牛久は出ていないんです。

これをお伝えしまして、次に質問を移ります。義援金募集の問題についてであります。

今回、義援金について議会のほうにも回ってきました。この義援金について、ある行政区

の方から募金要請、新聞報道などを含めて、これは見ると募金の宛先が個人のようにも思える。信用できるのかというような質問がありました。牛久市でも災害にかかわる義援金を集めておりますが、バヌアツサイクロン被害義援金、これは公的機関が募集をしております。ネパール大地震被害については区長会からの募金の要請が出されているようでありますが、個人から現地のライオンズクラブへとありましたが、義援金をなぜ個人に渡すのか理解ができません。言葉足らずだと思いますが、この点について、どうなのかお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） お答えいたします。

まず、義援金募集团体ということでございますが、まず今回の義援金につきましては、平成22年の東日本大震災のとき、牛久市も被災地であることからいろいろな方面から御支援をいただきました。このことを受けまして区長会役員と相談しまして、牛久市区長会を中心に行政区を通して市民の方から義援金を集めていただくことになりました。

そのような中で、市内に住んでおられるネパールの方で牛久市の商工会青年部や消防団にも所属しており、牛久の地域に貢献していただいている方がいることを知り、義援金を現地で有効に活用していただく方法について相談いたしました。現在、ネパールでは赤十字社などの支援物資がカトマンズ空港でストップしておりまして、地方の被災地まで支援が行き届かず、非常に困っているという実情をお聞きしました。これは東日本大震災のときと同じ状況でありまして、真に必要な支援物資を早く確実に被災地まで届けるために、市内在住のネパールの方に御協力いただき、現地ネパールのライオンズクラブを通じて義援金を地方の被災地のために活用していただくことが最も効果的と判断しました。

義援金募集团体につきましては、義援金の募集期限が短い中で広く市民の方から義援金活動に御賛同いただけますように、市民とのパイプ役である行政区長を通して義援金を集めておりますが、義援金の最終の募集团体は牛久市となっております、利根川議員御質問で個人からライオンズということでございますが、牛久市から地元のライオンズに送金するという事になっております。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 新聞報道等によると、牛久市が集めてライオンズクラブにやるとは書いていないんですね。個人の方から現地のライオンズクラブに募金を持っていくというふうには書かれているんです。そこら辺のところを少し、まあ捏造しないでもらいたいと思うんですが、この点について、募金を集めるときにどのような方法でやったのか、その点についてお尋ねすると、あと集め方ですね、場所によって回覧で集めたということで、回覧で回されたところの方から苦情が、苦情というか意見が寄せられた。あとは、区民会館とか自治会館

等の入り口に募金箱を置いてあるとか、いろんな集め方をしているようなんでありますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 先ほども答弁しましたように、急を要しまして区長会役員の方と御相談しまして、集め方につきましては各行政区にお任せしようということで、その通知の中でお願いをしてみました。

それと、新聞報道で個人からということですが、そのときも、集めて、まず協議して、義援金を送ろうということで、牛久市から間違いなく、皆さんの貴重な、貴重な浄財でございますので、牛久市から必ず、牛久市からライオンズクラブへ送るということをいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） そうしますと、最初に回したときと違うということで、牛久市が現地のライオンズクラブに渡すと、個人に渡すのではないと、そうすると新聞報道と違うということ、これは市民に明確に知らせなきゃならない。議場でそのように言ったからって全部に通じるわけないんです。行政区から電話した方については、どこの行政区の誰々という名前を言わなかったもので、私のほうとしてはわかりませんが、そう思っている方は多分おられます。

したがって、議会だけではなくて全市民にわかるような形で、牛久市が責任を持って集めて、そして現地のライオンズクラブ、現地のライオンズクラブってどこのライオンズクラブかよくわからないんですが、ライオンズクラブとしても一つの支部があるだろうし、ネパールという国のライオンズクラブなのか、その下の支部なのか、そこら辺のところも明確にする必要があると思うんですが、一度こうやって疑問を持たれたら、なかなか払拭するのは大変なんです。その点について、もう一度お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） まず、向こうのライオンズクラブにつきましては、支部です。実際、ライオンズクラブ、ネパールには550ほどの支部がありまして、その中のポカラといまして、先ほど紹介しました牛久在住のネパールの方の地元でございます。そこの中のさらに支部で、個別の支部に役立てていただくために、その支部に送金します。

それと、住民の方への報告でございますが、被災者への支援活動の詳細を報告書でいただきます。この報告書をもとに、また先ほど御質問にあったように個人からでないというのを含めて、詳細に丁寧に報告してまいりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員の御質問が義援金の募集等についていろいろ御質問等がありますが、この義援金の募金をお願いしたのは市長の私であります。ですから、私のほうが今回の義援金のことについて概略お話し申し上げますが、利根川議員も情に篤い方だというふうに聞いておりますので、ネパールやらバヌアツの義援金等については相当、御協力をされているんだろうというふうに思っているわけですが、そういうものを踏まえてお話をしたいと思っております。

ネパールにつきましては、私ども日本人は東日本大震災において大勢の犠牲を受け、また被災をしたわけでありまして、それに対して世界各国、特に台湾等含めて、とんでもない大きい金額の寄附を、義援金を海外からいただいているわけでありまして、そういう中であってネパール人であって、家族兄弟で牛久に根づいて地元の商工会商店会、そして消防団、そういうそれぞれの地元のコミュニティーに一員として入って一緒に活動しているネパール人の兄弟一家があるわけでありまして、その方々が自分のふるさとで死傷者も出、そして寝るところもない、これから雨季に入るについても雨の中で生活せざるを得ない、そういう厳しい環境であるということで、商工会の青年部の有志が自分たちの仲間だけに声をかけて、何万円かの義援金をその弟さんに渡したという話を聞きまして、それは商工会の青年部だけのことではないだろうと。牛久市の市民として、大勢の方にネパールの状況というものについて御説明して、そして震災であれだけの何千人という人間が、七、八千人でしょうか、亡くなられて、何人まだ死んでいるかわからない状況であって、ましてや住む家がない状況が目の前に大雨という中で控えていると。そういう過酷な状況のものを、商工会の青年部だけの善意だけで終わらせるのは、私は市長として、それは申しわけない。ですから、金額の多寡にかかわらず、市内各団体に声をかけ、そして大勢の方の志をネパールに届けるべきだろうと、そのように申し上げて提案したところ、部課長会の皆さんを初め、区長会、大勢の方々が協賛をさせていただいて、そして募金をしたと。

その過程において、いつもそうなんですけども、歳末助け合いだとか赤い羽の募金等について、いつもあれみんな回ると義務なのかというような議論がいつも出ますけれども、出すのが嫌な方は出さなくていいんです。文句が出たからって文句言う必要はないんです。文句言うんだったら出さなけりゃいいんです。私は、非常に日本人の募金というものに対する考え方がちょっと違ってんじゃないかと。強制でも何でもなし。

その辺をちゃんと踏まえて、きょうは460万円からの義援金が全部最終的に集まりまして、各団体からの明細もございます。そのお金を、いわゆるネパールのライオンズクラブの全国組織のほうに入れると。いわゆる牛久に住んでいる弟さんの所属しているライオンズクラブには直接行きません。どこへ行くかわかりません。そのために市民の思いのこもっているお金

を牛久市と連携して、そしてあれはコープですか、コープで花屋さんやっている依田さんという方が商店街の代表として、弟さんと一緒に今ネパールに行ってボランティアで救助活動をやっています。そこに、そのライオンズクラブに義援金を直接送金して、そこから、そこでその依田さんたちとあと牛久に住んでいるネパール家族の方の関係者と地域、そこに使ってもらうということで、ある意味でライオンズクラブを牛久市の市民の方の大勢の思いがライオンズクラブのその支所でしょうね、ネパールの、そこを通じてその自治体のほうに直接私たちの代表も1人行っていきますし、牛久に住んでいるそのネパールの弟の方も一緒に汗水垂らして泥まみれになって今救助活動をやっているわけでありますから、そこにお金を届けた一部ですが、まず届けました。そういうようにして、今必死にやって市民の皆さんの浄財が有効に使われるように今やっている最中であります。

ですから、この義援金等についていろいろ文句を言われる方がいるならば、それはそれでその方の考えでしょうけど、私はね、非常に悲しいですよ。そういう話っていうのは……。

**○議長（市川圭一君）** ここで利根川議員及び答弁者に申し上げます。

質問及び答弁の残時間が残りわずかですので、簡潔にお願いいたします。

**○18番（利根川英雄君）** 市長の答弁は求めませんので。

今の詳しい内容については私も全部知っています。私だって神戸に、そして3・11の大震災も手伝いに行っています。そういったところに募金が来ないっていうのも、私ら知っています。本当に大変です。もう生鮮産品なんてないんですから、そういったことも、私としては市長の言われることは十分わかります。

しかし、ただですね、今回の義援金の集め方、バヌアツの場合には公的機関で集めるという形になっているのが、ネパールのほうに関しては個人からライオンズクラブに行くという、これはもう言葉足らずなんです。ですから、先ほど言っている説明をちゃんとしてくれということ、担当部長はその説明をするって言っているから、それはそれでいんです。

一つ確認したいんですが、国際ライオンズクラブ、国際協会330A地区というところでネパールに対する義援金を集めています、これとの関係はどうなのか、わかれば教えていただきたいと思います。

**○議長（市川圭一君）** 市民部次長岡見 清君。

**○市民部次長（岡見 清君）** 利根川議員の330Aという地区につきましては、ちょっと私も調べた中で、日本の8つの複合地区ということで、それが330が東京・神奈川・山梨・埼玉ということになっておりまして、そのAというのが東京という認識をしております。その中で、そのライオンズクラブで、ネパールの、17日とかですね、募金活動をやっているようですが、今回牛久市とは全く関係はございません。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今、次長のほうから各種報告していただいたんですが、なるべく早く市民の方に、その義援金の方法ですね、使い方含めてわかるような形で報告していただきたいと。まあ余り関係ないような広報がよく入っているようですが、それよりは市民に浄財をもらうんですから、はっきりとした流れ、個人に行くのではないというような流れもはっきりわかるような形にしていいただきたいと要請をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時16分散会